

うに、政府原案の場合には財源率に七点程度影響するのではないかという試算をいたしておりますが、修正結果については詳細なまだその計算ができません。もちろん財源率に影響が出ております。いろいろには思いますが、先ほど申し上げましたように、それほど大きなものではないだろうという目見当でおるわけです。ただ、いま申し上げましたように、幾つかの共済組合が単年度でもすでに赤字になつておるという状況にありますので、そういう組合については、さらにそういった財政に影響が出てくるということは当然あるわけでございます。

○佐藤三吾君 いま掛金の負担割合は、こういう共済の場合にはどうなつていますか。

○政府委員(宮尾盛君) 短期につきましての負担割合は、御承知のように、使用者と組合員との折半ということになつておるわけでございます。財源率で申し上げますと、これは各組合ごとにいろいろとその差がございますが、たとえば地方職員共済組合であれば八七・五パーセン、千分の八十七・五でございますが、これを組合員がその半分である四三・七五、千分の四十三・七五を負担をしておる、こういう状況になつております。もちろん、中にはさらにも相当高い財源率のところがございまして、千分の百を超えておる組合といふものも幾つかある、こういう状況になつております。

○佐藤三吾君 その超えておるのはどこですか

○政府委員(宮尾盛君) これは、五十五年四月一日現在で申し上げますと、北海道、岩手、秋田、それから石川……。

○佐藤三吾君 全部で何県ですか。

○政府委員(宮尾盛君) 百も含めて九県でござります。

各共済別では大体何件ぐらいありますか。——五十四年度ですか、五十三年度ぐらいしかわからぬのですか。いずれにしても大体どの程度のものか、概略的にひとつ。
 ○政府委員(宮尾盛君) 不正診療に基づく医療費のチェックの問題でございますが、まず、どんな仕組みでやつておるかということから申し上げますと、御承知のように、地方公務員共済組合が医療機関に対しまして支払ういわゆる診療報酬の支払い方法につきましては、共済組合と社会保険診療報酬支払基金との契約に基づきまして、基金が、医療機関から提出をされました診療報酬請求書の内容を審査をいたしまして、共済組合に対して医療費の請求を行なう。共済組合は、基金からの請求に基づく医療費を基金を通じて払う。こういうことになつておるわけでございます。

そこで、不適正と思われる請求につきましては、一つは基金の段階でチェックをされる仕組みになつておるわけでございますが、このチェックが必ずしも十分でないという点も見られますことは、どういうふうにしてこの防止対策を強めているわけですか。

○政府委員(宮尾盛君) チェックをする段階としては、基金がますあります、基金だけではということで、共済組合が独自にチェックの仕組みをとっているわけですが、その共済組合におけるセブト審査に当たりましては、一つは、組合員の資格関係について正しいかどうか、それから請求点数について間違はないのか、診療内容に間違はないか、適用外傷病ではないか、重複請求はないいないか、こういうようなことをそれぞれの組合におきまして十五項目ほどチェック項目を定めてチェックをしておるわけでございます。もちろんそれが組合ごとにチェックの仕方の厳しさに濃淡はあるだろうというふうに思いますが、短期経理の財政状況というものが決して楽ではない、むしろ非常に苦しい、財政的には赤字になっているような団体もありますので、この審査につきましてはそれの組合ごとに工夫をこらしてやつておるというふうに考えております。

そこで、どういう状況になつておるのかといふことでございますが、五十四年度で各共済組合がレセプト審査をいたしました結果基金に戻した件数でございますが、地方職員共済組合では返戻件数が三万三千四百二十九件、全体の請求件数からいきまして〇・五%。参考までにほかののをもう少し申し上げますと、公立学校共済では五万二千九百四十五件、返戻率〇・三%。警察共済が一万六千七百二十九件、〇・四%。市町村共済六万四千二百九十六件、返戻率〇・三%。警察共済が一万六千七百四十五件、〇・五%といつたような状況になつております。

○佐藤三吾君 私が聞いておるのは、警察関係は非常に少なくてその他の共済が大変多いということもありましたとか、そういう事例というのは、非常に少なくてそのための共済が大変多いということがあります。

とを聞いておつたんですけども、これは警察官だから見破られたら大変だということで医者自身が自らしておるのかなというふうに思つていま数字を見たんですが、数字を見ると、公立よりもパーセンテージとしては警察の方が多いんですね。ただ、健保連の場合には、非常にこの問題を厳しくとらえて、そうして厚生省とも折衝をしたり、不正摘発に非常に熱心なよう私どもには見えるんです。ところが共済の場合には、そういう形跡が、余りほくら、マスコミその他を通じて見てもら見られぬわけなんですけれども、一体具体的にはどういうふうにしてこの防止対策を強めているわけですか。

○政府委員(宮尾盛君) チェックをする段階としては、基金がますあります、基金だけではといふことで、共済組合が独自にチェックの仕組みをとっているわけですが、その共済組合におけるセブト審査に当たりましては、一つは、組合員の資格関係について正しいかどうか、それから請求点数について間違はないのか、診療内容に間違はないか、適用外傷病ではないか、重複請求はないいないか、こういうようなことをそれぞれの組合におきまして十五項目ほどチェック項目を定めてチェックをしておるわけでございます。もちろんそれが組合ごとにチェックの仕方の厳しさに濃淡はあるだろうというふうに思いますが、短期経理の財政状況というものが決して楽ではない、むしろ非常に苦しい、財政的には赤字になつておるような団体もありますので、この審査につきましてはそれの組合ごとに工夫をこらしてやつておるというふうに考えております。

ただ、一つの事例として、お話しがありますが、公立病院で優先的に診療を受けるということは、これはそういう指導を徹底してやることがいいかどうかということについてはいろいろ問題があることであろうと思います。まあ御質問の趣旨は、公立病院であれば診療報酬の請求は正確であろうと、こういうことからそういうところを勧めたらどうかという趣旨であろうと思いますが、医療を受ける人がどういうところで診療を受けたらいいかということについて、余り特定の指導方針は、公立病院であれば診療報酬の請求は正確であろうと、こういうことからそういうところを勧めたらどうかという趣旨であろうと思いますが、医療を受ける人がどういうところで診療を受けたらいいかということについて、余り特定の指導方針は、公立病院であれば診療報酬の請求は正確であることをいかがかとその点については考えておるわけでございます。

いずれにしても、いろいろな創意工夫をこなしで診療報酬の請求が適正なものになるように各組合が努力をすることは必要だというふうに考えております。

○佐藤三吾君 私は、この問題が恐らく各共済組合の中で強化をしたり、それから、共済はせつから機関紙を出しておるわけだから、その中短期の命取りになるんじやないかというような気

がしておるんですよ。ただ単にその分だけ掛金を引き上げていくという便法だけでは事が済まない。まさにこれは対症療法ですね。いま聞きますと、もう千分の百を超えておると、百を超えておるということは、思えばもうこれは大変なことなんですね。私は、やっぱり上限を設けるべきだ、少なくとも千分の四十なら四十以上はしないという限度を設けるべきだという考え方を持っておる

るんですけどけれども、そういう意味合いから見て、もつとこら辺に腰を入れた体制をつくっていいかもしれない、これは早晚もうパンクだけじゃなくて、再建不能に陥るような状態になるんじゃないかなと思うんです。

そこで、いま三つほど提案したんですねけれども、これは、その三つ提案した内容が、私は絶対にこれしかないと言っているんじやない。何とかしてそこら辺を組合員にやっぱり認知をさせていくという、そして組合員自体がこの問題を自覚できる、そのためにはやっぱり抽象一般的な注意喚起をするだけでは過去の経緯からいって実効が上がらない、こういう観点から言つておるわけですねけれども、たとえば抽出して、いま言う問題のところについて、あなたはこういうあれば出でていますよ、実際どうですかというアンケートをとつたり、いろいろな方法があると思うんですよ。そういうのが厳しくなつてくればくるほど、今度は医者の方もいいかげんなことをしたらこれは大変だという気になるだろうし、問題はやっぱり医療の方に一番問題があるんだけれども、しかししみじみいうふうな医者をつくり出しておるのは逆を言ふばわれわれの側にも問題があるわけです。そういうことがやすやすと通るというね。だから、相間関係に私はあると思うんです、この問題は。私たちの方の対応というのが非常におくれてる。そう思うので、そこら辺はひとつひとつ真剣に検討してもらいたいと思うんですよ。同時に、この検討するためにも、私はやっぱり掛金の上限というものを、法律で決めよとは言いませんけれども、少なくとも指導の中ではきちっと決めて、

うしてそれに向かって全力を挙げて努力する。もしそれがオーバーするようなことになれば、国庫負担をふやしてその指導の責任をとる。こういつた厳しさがあつていいんじやないかと思うんです
が、いかがですか。

しなければなりませんが、こういった措置も請うて、いまの御指摘の問題について対処をしておるということです。

○佐藤三吾君 私は、たとえば領収書をきちっともらひなさいとか、それを出しなさいとか、そういうことです。

なきやいかぬのじやないか。そうしなきや、地方自治体の場合にはこれはもう本当にたまつたものじやないと思ひますよ。そこら辺を今後どうするのかを含めて、あなたに見解を求めておるわけだ

なんですね。私は、やっぱり上限を設けるべきだ、少なくとも千分の四十なら四十以上はしないという限度を設けるべきだという考え方を持っておるんですけれども、そういう意味合いから見て、もうとこそこら辺に腰を入れた体制をつくつていかないと、これは早晚もうパンクだけじゃなくて、再建不能に陥るような状態になるんじゃないかなと思うんです。

お心を高めていかなければなりません。
御指摘のとおりだというふうに思います。

○政府委員(宮尾整君) 幾つかの組合にて、組合員に、請求があつた診療報酬の通知をしてチェックをしてもらうと、

とも試みておる組合もあるわけでございま
あそういうことが試みとして行われてき

すので、そういう実態等を見ながら、そ
であればさらにそういうことも広げてい
ると、うふうて思つております。

それからもう一つは、掛金の限度額の
ざいます。これは現に相当財政的に苦

が出てまいっておりまして、そういうと
然的に組合員の掛金率も高くなっている
という状況であります。ただ、現在これは

い。これが何を意味するか、それは、財源率が千分の百を超えておる其
ように財源率が千分の百を超えておる其
つまましては、昭和五十一年度から地方

の補助金を導入すると、こういう措置を組合員の負担が著しく高くならないよう講じておきます。したがつて、千分

うことになれば、組合員の掛け金はその半
いこますが、それを限度として、それ以上で
軽減を図るためにいまのような措置を講
おるわけでございます。そういう意味にて
て私どもも組合の財政的な面での指導も

れから、千分の百を超えるような共済組合の状況
というものが、比較的まだ全体から見ると数が少
ない。それに対する財政的な措置ということにつ
きましては、もちろん地方団体の共通財源を食う
形になりますが、地方団体の補助制度によりまし
て組合の財政措置に対応しておる、こういうよう
なことにしておるわけでございます。

いろいろな角度から、財政的な問題等も含めて議論をしていかなければならない問題であるというふうに考えております。

全部労使とともに負担をかける。言うなら国はもう全く財政的には責任を持たない、こういう仕組みになつてゐる。それでこの指導というのは、指導といひながら運営その他全般にわたつての権限は国が持つてゐる。あなたが担当部長のように、持つてゐる。こういうところに無責任な対応になつてきておるような感じがしてならないのです。

き上げも、いままだ国会で自民党さんががんばって、お預けになつていて。しかしまは、もう御承知のとおりに、物価と賃金との関係からいつ、ことしの二月から、新賃金になつても実質賃金はどう逆転しておるわけですね。そういう中で今度

はしない。こういう二重、三重の中に、そして今一度はまた健保の値上げが降りかかるてくる。こうしたことの中で、しかもそれらを運営する——お金を出した者が直接運営するならいろいろな対応策があるでしよう。ところがこれは、運営権というのではなくど国が握っている。こういうところに問題があるわけで、それだけに私は、あなたの方がやっぱりもつと責任を感じなきいかぬ、この問題について。そうして責任ある指導をやっていかなければいけぬ。

の問題なり、検査づけの問題なり、不正請求の問題なり、たくさんあるんです。共通した問題を持ったおるわけだから、そこ辺に対してもつと指導を厳しくしていく、徹底さしていく。こういう指導と相まって国がどう責任をとるかという施策がやっぱり必要だと思うんですよ。

その点はひとつ、決して私は満足はしませんけれども、部長の答弁の中で努力をするということだから、ここは健保の法案の成立とあわせて、今後の指導については万漏のないように、きょううの委員会の議論というものを大事にしながらひとつぜひやっていただきたいということを一つ加えさせておきたいと思います。

そこで、長期の問題に入りますが、本法の成立

に伴つて、各組員の中、一体年内に支給でき
るんだろうかと、こういう電話が頻々とかかって
くるわけですけどね。たしか厚生年金の場合も同
じだったと思うんですよ。そこで、与野党で協議
をして、九月、臨時国会の開かれる前だつたと思
いますが、実質的に十一月から支給できるようにな
しようということで事務当局にゴーのサインを落
としたとか落とさぬとか、何か私は新聞でちらつ
とそういうのを見たような感じがするんですけどれ
ども、うちの共済の場合には一体そこら辺はどう
いうふうに実態としてあるのか、まずそこを聞き
たいと思います。

(財政委員会(官房審査)井波年金の一権早い支給時期は、この次は十二月でござります。私どもとしましては、この改正案の内容等につきましては、まあいつものことでござりますが、こういうことを国会で御審議を願うという案を事前に関係のところに示しまして、法案が成立をしたならば、できるだけ速やかにその事務処理ができるよう、所要の準備ができるものについては準備をしておくということを説明なり指示をいたしておりわけでございます。

ただ、たくさん組合がございまして、それぞれの事務処理能力なり何なりがありますから、すべきいらっしゃることの法案が成立した暁には最大限の努力をいたしておるわけでございます。

力を払つてすべてが完全に十二月にできるのかどうか。まあこれは、そういうことについてはいままでの段階ですべてがということには少し自信がないわけでございますけれども、今後、法案成立後にはできるだけ迅速な事務処理をして、十二月に支給可能なよう最大限の努力をしようと、こういうことで通知なり指揮をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤三晋君 これから法案審議、採決というところになるとと思うんですねけれども、やっぱり年金受給者の皆さんにとってみると、ボーナスはないし、まさに大変ですね。それから、同時にまた、遺族の人にとってはなおさら大変ですし、こちら辺は、もしきょう本委員会で上がつてあす本会議で上がるようなことになれば、そこら辺はきっと年内に支給できるよう全力を挙げてもらいたいということだけはひとつ注文しておきたいと思います。

それから、年金財源の費用負担の割合について、これは毎年問題になるんですけど、昨年一%上げましたですね、年金財源、国庫負担。これは昨年の十二月二十一日の、いわゆる六十歳に受給年齢を延ばした際に確認をして、同時にまた大臣答弁もいただいたわけですが、どうしてもやつぱり厚年であるとか、各種共済との間に差があるわけですね。これは、十五年間の間に厚年との格差をなくすことにより努力をするということになつておるんですけど、それでも、具体的にはどういう作業、考え方で進められておりますか。

○政府委員(宮尾整君) 公的負担のあり方の問題につきましては、いろいろな御意見があるわけでございますが、昨年も附帯決議の中、「整合性に配意しつつ検討を続けること」ということで御意見をちょうだいしておるわけでございます。ただ、いま厚生年金が百分の二十となつておると、いうことに関連をいたしまして、厚年の数字まで持つていかなければならぬというふうに必ずしも私ども考えておるわけではございませんので、ただそれそれに違ひがありますから、それが全体

としてその整合性がとれているようなら財政負担になつてゐるかどうか、この検討は私どもとしてもしなければならないというふうに存じておるわけでございます。

その公的負担の割合というものをどういうふうにするかということについてはそれぞれ各年金制度の間に給付水準の差もあつたり、あるいは加入者の負担能力等もあつたり、いろいろいたしまして、そういうことからして、これまでのようないろいろな経過をたどつて負担割合というものが生まれてきておるわけです。ただ、それがいまの状況が合理的であるかどうかということについては議論がございますし、さればといって、共済年金について百分の二十の公的負担にしなければならないということについてはまだいろいろな議論があるわけでござります。ですから、そういう点を考慮して、さらに社会保険制度全体の中で十分検討を尽して、そして公的負担割合についてさらに改善を加えるべきものがあれば改善をしていくと、こういう方向で努力をしなければならないというふうに考えております。

ですから、そういう意味で、今後さらに老齢化社会を迎えて年金財政の問題というものはそれぞれについて議論が出てまいりますので、そういう中でこの問題を総合的に今後検討をしてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。
○佐藤三吉君 あなたの答弁を聞いておると、「いろいろ」とか「それぞれ」とか、そうして「〇%を必ずしも考えてないと、こういうこと」という体感がそこに、「いろいろ」とか「それぞれ」とかというのがあるのか。どうして素直に、共済の場合には今度一六%ですか、厚年は二〇%、それから農業ですか、一八%。その数字があるのに、「それぞれ」「いろいろ」ということで、「いろいろ」の中身を言つてくれなきゃわからぬわけだ。
問題は、三十九年だったですか、これは厚年と同じようにしようということで共済を一五にしたのです。そのときに厚年が一五だったんですよ。

ところが、共済が一五に迫ついた途端に翌年に厚年は議員立法かなんかして二〇%にしたんですね。だから、それからまた差が五%いたわけですね。まあそれには、共済の場合には五十五歳給付、厚年は六十歳給付というのがある、これが一番そのときには言われたわけですね。今度は六十になつたわけだから、六十になつたときにはきちんとそれを合わせるというのが昨年私ども確認をいたしましたし、それが附帯決議にもなつてゐるわけだから、そこに「いろいろ」とか「それぞれ」とあつて、そういう何かあなたの言葉の中には必ずしも二〇%とは考えておりませんというような言い方になると、これは決議も何もあつたものじゃない。そこら辺はひとつきつと、どこに問題があるのか言つてください。これは後で大臣呼んで議論しますけれども。

今後の検討について各種の問題点を詰めていかなければならぬわけですが、それは大きく言いまして、たとえば成熟度というものは、今後、それぞれの年金の制度の中でどういう状況になつていくか、それから厚生年金と共済年金につきましては給付水準に差がありますが、そういう差と、いうものをどういうふうに公的負担との関係で評価をしていくか。あるいは加入者の負担能力といふものについて、いわゆる公務員グループと中小企業も加入しておる厚生年金のグループとの間で、そういう面の評価をどういうふうにしていくのかというような観点を今後さらに煮詰めまして、そして厚生年金あるいは国民年金、共済年金、そういった各制度間の公的負担のバランスといふものをどのようにするか。こういうことを詰めませんと、直ちに厚生年金の二〇〇%というところに引き上げるのだというふうな結論は出せないというふうに考えておるわけでございます。

非常にこれは基本的な検討を要する問題でござりますので、共済グループでつくっております研究会等でも今後いろいろと議論をしていかなければならぬ問題であります。そういうところでの検討状況も踏まえたりしながら、さらに今後総合的に検討を続けてまいりたいというのが私どもの考え方でございます。

○佐藤三番君 これは大臣のときでもいいんです
が、ちょっととくどいようにありますけれども、一つ私は思うのは、公的負担ということで、これは交付税の中で措置をして、言うなら國庫負担といふのはとつてないわけですね、地共済の場合には、そこで、不交付団体との間に今度は不公平が生まれるという問題を私は前国会でやりましたですね。ところがそれは、いわゆる公的負担といふのの本を読むとこれはもう悲憤慷慨して書いて

ありますけれども、そこら辺のくだりまで議論をして、そうして、やむを得ぬのだ、地域経済の主体になつておるのだからと、こういうおなじくの答弁だつたですね。

だとするなら、この問題について何もあなたの方がいろいろ言わぬで、公的負担の割合については、いわゆる自治体の労使間の中できちつと話をしてくださいと、そういう態度に出てもよさそうなものだと私は思うんです。しかしあなたの方は、いやそれは困る、やっぱり各共済、厚年の整合性が必要だと、こう言つておる。それでは整合性がてきておるのかというと、二〇、一八、一五、今度は上がつて一六になると。この問題になつてくると、今度は、あなたの方の言い分は、当初の主張から変わりましたね。それまでずっと言つてきたことは、給付開始年齢のことを一番言つてきた。一方は五十五歳、一方は六十歳と。それが一番大きな問題だという言い方ですとやつてきた。ところが、これが今度は去年の段階で六十になつた。なつたとすればその根拠はなくなつたかと思うと、今度は給付の類の問題を言う。

これは私は、やっぱり各共済の中の、独立性を認めておるわけだから、そこら辺の問題は、負担金も高くなれば、掛け金も高くなるかわりに給付も上げようじゃないかという議論はあるてしかるべきだと思うのであって、そこまであなたの方がくちばしを入れるなら、やっぱりもとと果たすべき国の責任の問題をきちとしないと、これは納得できませんよ、当該組合員から見ると。そのとこの問題をやってきながら一向に解決されないことは一つも果たしていない。もう何年これ検討しているですか。三十九年に言って、四十年に厚生年金が二〇になつて、これからずっと十四、五年この問題をやってきながら一向に解決されないで、ようやく昨年一六になつた。そして、いまあなたの話を聞いてみると、二〇%というふうには言つております。整合性ということは言つておるけれども、整合性とは一体何だと、こういうことでただしてみると、私はどうでもあなたの言う理由がわからないわけですけれども。そちら

やつぱり組合員から見ると樹金は半分おれたち
は出しておるんだ。おれたちの共済だ。その共済
の問題で、自分たちが何もできないという仕組み
になつてゐる、言うならば。やろうと思えば全部
国が、あなた方がしゃしゃり出できて、それはだ
めだ、これはだめだと、こう言う仕組み。それで
はあなたの方でそれだけの責任を持つてくれるの
かといえば、そこら辺についてはなかなか、整合
性がどうのこうのと言つておつて責任持てない。
こういう状態に置くこと自体に、私は、ある面で
は無責任運営も生まれてくるような感じがする。
だから、ここら辺は、まあ大臣もこの問題やり
ますけれども、ひとつせひ本気になつてやると。
そのために、いまあなたがいろいろ言つています
けれども、まだわかりませんが、どこに問題があ
るのか、きちとやつぱり組合員に知らせる、私
どもにも知らしてもらつて、その上でひとつ議論
できるようにしていただきたいということをお願
いしておきたいと思うんです。よろしいですか。
○政府委員(吉尾盛君) 共済年金制度というの
は、これは地方公務員だけでなく、幾つかの共
済組合制度共通の仕組みとしてできておる点は御
承知のとおりだと思います。
それで、公的負担をどの程度入れるかということ
ともあります、少なくとも公的負担を除いたも
のについては、使用者と組合員が折半で樹金を掛
けて年金を受給をすると、こういう一種の保険制
度に乗つかっておるものでござります。しかも、
そういう仕組みというものも、任意の保険でなく
て強制保険の制度としてつくつておるということ
から、これは法律でそういう制度を決めるという
仕組みをとつており、國が法律改正については責
任を持って国会の御審議等を受けていくと、こう
いうことになつておることはもう佐藤委員十分御
承知の点だというふうに思います。
したがいまして、もちろん、たとえば公的負担

し、委員会の議論というのも尊重されてこないし、そこら辺は、また後でやりますけれども、そういうその場逃れの議論というのだけはもうお互いにしないで、言つたことには責任を持つ、こういう議論をひとつぜひとお願いしておきたいと思います。

午後一時五分開会

○委員長(鰐長友義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

お詫び申しますが、下記の二月の付書失致いたしました。非常に基本的な問題を各方面から詰めて、もつと時間をかけた検討が必要でござりますので、そういう意味で私どもとしてもそういう検討の努力をしていくことで御理解を賜りたいというふうに思います。

○佐藤三吉君 時間をかけてと言ふけれども、時間はかけておりますよ。もう十五、六年かけておるんだからね。それはやっぱりいいかげんにきちんとさせぬといかぬと思いますよ。

きには、きちっとさせようじゃないかと。確かに附帯決議は各党一致という前提ですから、したが

この大臣とのやりとりの中では、これはやつぱり重大な問題だと、だからそこら辺については検討

さしてくださいと。勉強してくださいと言つたまま彼はもうおらなくなつてしまつたわけだ、自

う本当に——そう言うと悪いけれどもね、自分の任期中に勉強させてくださいと言つたやつは、結

論をきちんと出しておいていくならないけれどもね、途中でおらなくなつてしまふ、この繰り返しがどう、そういう点はないのかと言つたら、い

や、もうそんなことはありません、早急に結論出
すように勉強したいと、こういうことを言つて終
わつておるわけですね。ところが、いままたあな
たは、時間をかけて検討さしてくださいと。こう
いうことでは附帯決議の意思も生かされてこない

し、委員会の議論というのも尊重されでないし、そこら辺は、また後でやりますけれども、そういうその場逃れの議論だけはもうお互いにしないで、言つたことには責任を持つ、こういう議論をひとつぜひとお願いしておきたいと思います。

それだけです。

○委員長(鰐長友義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時五分開会

○委員長(鰐長友義君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。

○和泉照雄君 自治大臣が御進講のために欠席をしておられますので、そつちの分の質疑は後からして、この法案の内容について、若干質問をいたしたいと思います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和泉照雄君 本法の改正案にはこの寡婦加算といふものが盛り込んでないようありますけれども、その理由についてはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(宮尾鑑君) 今回の共済年金制度の改正におきまして、厚生年金保険制度におきます寡婦加算の大幅の引き上げの措置を今回見送つたわけですが、その理由をいたしましては、一つは、寡婦についてのみ大幅な加算を行うことにつきましては、共済年金制度における遺族年金の基本的な方との関係におきまして検討する必要があるということが第一点。

それから第二点目をいたしましては、厚生年金保険制度におきます寡婦加算の額の引き上げにつ

きましては、今回の厚生年金の改正案におきましては、寡婦加算を受ける者が同時に他の制度の退職年金等の支給を受ける場合には、寡婦加算の額の支給を停止することとする給付調整の措置と、それから四十歳未満の子供のない寡婦につきましては、原則として遺族年金の受給権を発生させないと、こういう措置が一体としてその法案の中身となつておりましたことから、共済年金制度におきましては、こういうような措置をとることにつきましてはいろいろ検討すべき問題があるというふうに、今後の共済年金制度における遺族年金のこと、考え方の関係の中でさらに検討をする必要があると考えたことが第二の理由でございます。

それから第三は、地方公務員共済組合審議会におきましても、「遺族年金に関する寡婦加算及び妻に係る遺族の要件等の取扱いについては、慎重に検討して成案を得るようにされたい。」という答申がなされたわけでございます。

このような理由を総合的に勘案をいたしまして、今回はこの改正措置を見送ったわけでござい

○委員長(鶴長友義君)　この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

子供さんはない寡婦の方々、この人たちには必ず支給停止というようなものが一体となつております。そういう観点から、そのような調整措置等を含めた寡婦加算の引き上げということをすることが、共済年金制度全体の考え方方にはうまく適合するかどうか、こういった点を慎重に検討しなければならない、こういうようなことが私どもいたしましては、議論をいたしまして、審議会の答申もあり、各共済制度を通じましてそれをさらに今後検討するということで、今回の改正措置は見送つたわけでございます。

○和泉照雄君 確かに、昭和五十一年に寡婦加算制度を取り入れたときには、寡婦加算の額については被用者年金間にふり合いが生じないよう、統一的に措置されてきたわけでございますけれども、そういう観点からしますと、やはり共済だけ寡婦加算を増額しないということになるとふり合いが生じてくるわけでございますから、当然これはやらなければならぬと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) もちろん御指摘のような状態になつておりますので、私どもとしては早急にこの問題を着手手金グレーブで対応をいたしましたので、共済年金は、単に厚生年金にかわる年金制度であるという性格だけでなく、公務員制度の一環としての位置づけもあるわけでござい

○委員長(鶴長友義君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

子供さんのない寡婦の方々、この人たちに 대해서支給停止というようなものが一体となつておりましたので、共済年金は、単に厚生年金にかわる年金制度であるという性格だけではなくて、公務員制度の一環としての位置づけもあるわけでござります。

そういう観点から、そのような調整措置等を含めた寡婦加算の引き上げということをすることが、共済年金制度全体の考え方にもうまく適合するかどうか、こういった点を慎重に検討しなければならない、こういうようなことが私どもといたしましては、議論をいたしまして、審議会の答申もあり、各共済制度を通じましてそれをさらに今後検討するということで、今回の改正措置は見送つたわけでございます。

○和泉照雄君 確かに、昭和五十一年に寡婦加算制度を取り入れたときには、寡婦加算の額については被用者年金間にふり合いが生じないよう统一的に措置されてきたわけでござりますけれども、そういう観点からしますと、やはり共済だけ寡婦加算を増額しないということになるとふり合いが生じてくるわけでござりますから、当然これはやらなければやならないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) もちろん御指摘のような状態になつておりますので、私どもとしては早急にこの問題を共済年金グループで検討をいたしまして、そして速やかに成案を得て適切な措置をしていきたいというふうに考えておるわけでござります。

○和泉照雄君 それならば、引き上げるということにすると、やはり五十五年の六月に遡及してやるというお考えがあるかどうか、その点を一点お答え願いたいと思います。

○政府委員(宮尾盛君) 今後の検討の事項といったしましては、そういう点も含めてどうするかということを関係各省と早急に煮詰めてまいりたいと存ります。

いう立場の方々に遺族年金の失権ということ、これを取りやめたということは当然のことでありますので、今回言われておることは、厚生年金の方がワンセットだったが、公務員、地方公務員の共済の方はそういうわけにいかないというようなお話をあるやに聞いておりますけれども、やはり一方の方で失権したわけでございますから、これは早急に寡婦加算というやつは復活をしていただきたい、このことを強く要請をしておきます。

そして、厚生省の方にちょっとお尋ねをいたしましたが、社会保障制度審議会は、答申で、厚生年金の改定案については、遺族年金の改定は本来給付率の引き上げによって対処すべきであり、今回のように寡婦加算の大幅な増額をするというのなら給付率を六割にすることができたはずであると、このように反対意見を述べておるようでございますが、これについてはどのようにお考えであるかお答え願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) 今回の厚生年金保険法

の改正におきまして、遺族年金の改定が課題とされておりました。この方法をいたしまして、たゞいまお尋ねのような支給率の引き上げという形で実施するか、それとも従来のように加算という形で対処すべきかということにつきましていろいろ検討を重ねたわけでございますが、この年金額の低い方に対しまして、定額加算をいたす方がより手厚い処遇改善ができるのではないかという点が一つでございます。

それからもう一つは、遺族年金の受給者は圧倒的に御婦人の方でございますので、私どもは、遺族年金の改定は婦人の年金のあり方というふうに関連をしておりまして、これについては、御承知のように、国民年金におきますところのサ

ラリーマン家庭の奥さんの任意加入の問題、こうしたものとの関連もございますので、今回は寡婦加算の大額引き上げというかっこうで遺族年金の改定をいたしましたと、こういうことでござります。ただいまお尋ねの、社会保障制度審議会におきましてはおっしゃったような御意見があつたわ

けでございますが、私どもいたしましては、いま申し上げましたような理由で、寡婦加算の改定という方法をとることがより適切であるというふうに考えたわけでございます。

○和泉照雄君 では次は、定額部分の改定についてお尋ねをいたしますが、月額千六百五十円を今回は二千五百円に引き上げるということになつてゐるようでございます。ところで、全国消費者物価指数は、五十四年度の場合は四・八%か四・九%、このようになつてはいるはずでございます。これを昨年のスライド額に掛けますと、二千八十七円から二千八十九円になるはずでございます。

○和泉照雄君 では次は、定額部分の改定についてお尋ねをいたしますが、月額千六百五十円を今

まし上げましたような理由で、寡婦加算の改定という方法をとることがより適切であるというふうに考えたわけでございます。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 次は、退職年金の最低保障額につ

いての問題をお尋ねいたしますが、從来から委

員会において最低保障額はもと引き上げるべき

であるという附帯決議が再三ついたことは御承認

のとおりでございますが、今回の改定案を見ます

と、退職年金の最低保障額、これは六十八万四千

円ときわめて低い状態でございます。月額に直し

ますと極端に低いといふことがおのずからわかる

と思います。

○和泉照雄君 やはり附帯決議も再三あることでござります。

ただ、最低保障額につきましては、これまで

できるだけ引き上げるように努力をしてまいりましたが、今後とも、他の公的年金制度の引き上げ

状況等も勘案しながら、できるだけ引き上げるよ

うに努力をしてまいりたいと思っておるわけでござります。

○和泉照雄君 やはり附帯決議も再三あることでござります。

しかし、それから、食べていいける年金といふ性格か

らしますと、制度は違つても、やはりそういう精神を通わすといふことからは早急に引き上げるべきじゃないかと、私はこのように思います。

次は、厚生年金の加給年金額の問題で、関連し

て、共済の場合の取り組みについて御質問を申し上げます。

厚生年金では、加給年金額を二倍から五倍に引

き上げておるようございますが、もともと共済

年金では加給年金といふ考え方はないわけでござりますけれども、最低保障額を算出する場合には

う水準にいたした、こういうことでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かのようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かのようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かのようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かのようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かのようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かのようなことに

なるわけでございます。

○和泉照雄君 なぜスライド分の四・八か九を掛

けなかつたのか、そこのところをいま一遍お答え

願いたいと思います。

○説明員(佐々木喜之君) これは、厚生年金の給

付水準の設定のやり方 자체にかかる問題でございまして、厚生年金の給付におきましては、少な

くとも五年に一回行ないます財政再計算のときに

以前の諸情勢を勘案いたしまして給付水準を

設定をする、その後は物価スライドをする、こう

いうようなやり方で從来改善をしてきてるわけ

でございます。今回の厚生年金の改定はこの財政

再計算に伴うものでございまして、從来やつてお

りました物価スライドということは踏まえつつ

も、一応それと離れて新しく年金水準を設定

する、こういう考え方で水準を決めておるわけでございまます。そういうことから、先ほど申し上げ

ましたような新しい年金額の水準を設定するに際

しまして、五〇対五〇の比率を重視をいたしまし

て定額部分の単価を設定をした、かのようなことに

なる

加給年金額相当部分を加えることにしているよう
であります。しかし今回の場合には、厚生年金で
の加給年金の増額がこの場合反映されていないの

४६

第三は、厚生年金の加給年金額の引き上げの幅

も、これはどうしてこのようになつたのか、お答え
え願いたいと思います。

を共済制度ではいたしておりません。共済制度におきまして、加給年金との均衡を考慮して給付額を定めておるものといたしましては、退職年金の最低保障額の算定の基礎に加給年金額をいたしておりますし、それから遺族年金につきまして扶養加給という制度を設けておるわけでございます。

を見送つたかということとござりますけれども、一つには、今回の厚生年金保険法の改正におきましては、加給年金額の大変な改善、引き上げということと、給付調整の措置につきましては、厚生年金の考え方方は、夫婦世帯の年金水準を重視する一方で、単身世帯と夫婦世帯との間に年金水準の分化を図るということを考えて行つたというふうに聞いておりまして、そういう考え方を直ちに共済年金制度に組み込むことにつきましては、いろいろ議論すべき問題が多いことが一つござります。

それから第二に、共済年金制度におきましては、先ほど申し上げましたように、遺族年金の場合は加給年金の制度が導入されておるわけですが、がそれ以外には導入されていないことがあります。まだ加給年金制度の導入の可否とか給付算定方式の見直しというような問題は、共済年金制度の基本的な問題を詰めていかなければならないということで、ある程度期間をかけて検討をする必要があるわけでございます。したがいまして、制度全体にわたる加給年金問題の検討をしないで最低保障額の基礎となる加給年金の額とかが

第三は、厚生年金の加給年金額の引き上げの幅が非常に大きかったたということがありまして、退職年金等の最低保障額の考え方を從来のような考え方でいっていいのかどうかということにつきましても検討をする必要がありまして、その観点から、検討が詰められるまでの暫定的な措置として、加給年金額を従前どおり据え置いて計算をする、こういうことにいたしたわけでござります。もちろんこの問題は今後詰めていかなければならない課題でありますので、関係省庁とも、公務員の共済年金制度のたてまえを踏まえながら、十分検討してまいりたいと考えておるわけでござります。

○和泉照雄君 次は、先ほども質問があつたわけでございますけれども、この共済の改正法が国会を通過した後、支給月というのは十二月になるわけでございますが、厚生年金の場合は十一月が支給月で、国会の審議中に、いろいろ新聞の報ずるところでも、事務的に詰めをやつて十一月に間に合わせるようにといふようなことが報じられておるようでございます。これはベースアップにおこなえしようという、そういう善意な解釈からすれば是認せざるを得ないと思いますけれども、十一月になりましたら手つ取り早く、アップ分が全部加算されたやつで厚生年金の場合は被保険者に全部来ておるわけですよ。先ほどのあなたの御答弁を聞いておりますと、一律にはなかなかいかないような御答弁がありましたけれども、十二月支給ということになると、厚生年金と同じような一まあ共済年金というのは六つか七つあるので、足並みをそろえるのはなかなかというようなこともありますかと思ひますけれども、やはり、事務的に精巧に詰めてベースアップをしてあげるようなそういう気持ちから、特に通年方式の人たちは低い年金をもらつておるわけですから、そういうこと

（政事堂議場）和どもいたしまして、も、法案が国会を通過いたしましたならば、できるだけ早急に事務手続を済ませて年内支給に間に合うよう最大限の努力をしたいというふうに考へておるわけでござります。これまでも、関係の共済組合に対しましては、改正法案の内容とかあるいは現時点までの審議経過等を折に触れて通知をいたしまして、法案が成立した場合には早急にその事務手続が進められるような適切な措置を講じておくよう指導をいたしております。したがいまして、そういうことで大部分私どもは趣旨にかなうような方向にいけるだらうというふうに考えております。ただ、共済組合というのは、組合数にいたしまして百三、四十の組合があるわけですが、そういう中ですべてそういう事務処理が完全にいまの段階で見込みがあるのかといふ点については、先ほど申し上げましたように、一、二のところでそういう状況には必ずしもないだけ事務手続を迅速に進めて御趣旨にかなうようになります。そういうところが見受けられるようございます。

私はも関知しておりません。したがつて、コメン
トは差し控えさせていただきたいと思いますが、
税制調査会におきましては、公的老人年金につい
て問題を提起いたしまして、この高齢化社会を迎
えたときの公的老人年金の課税のあり方について
今後検討課題とすべきであるということでござい
ますけれども、これは直接には現在非課税とされ
ている遺族年金のことは触れておりませんし、私
どもも現在、遺族年金についてどうこうするとい
うような具体的なイメージなりアイデアなりを持
っているものでは全くございません。
○和泉照雄君 次にお尋ねをしたいことは、被扶
養者への認定の際の年収七十万という基準のこと
でございます。
これは昭和四十九年四月に改定されたものでござ
いますが、これ以来狂乱物価も経験をして、物
価が三〇%から四〇%上昇しているのは御承知の
とおりでございます。再三にわたる附帯決議や当
委員会での指摘にもかかわらずなぜこの改正を考
えようとしているのか。その辺の事情をお答え願い
たいと思います。

○説明員(内海孝子) お答え申し上げます。
ただいまお示しの七十万という数字は、二つの
ものから成っております。一つは、二十万円とい
う勤労性の所得があつた場合に、仮に所得があつ
ても配偶者控除とか扶養控除が受けられるという
措置でございます。七十万というのはそれに五十
万を加えたものでございまして、この五十万はい
わゆる勤労所得に伴う五十万の控除でございま
す。この二十万という問題は、実は税の公平の立
場から検討をする問題でございまして、本来、
所得があれば配偶者控除は受けられないわけです
けれども、この辺までは若干の所得があつても配
偶者控除を排除するというまでには考えなくてい
いんじゃないかということで線を引いているわけ

○説明員（内海学君）お答え申し上げます。
そのお示しの新聞記事については、内容的にも
大変けしからぬ行政政じゃないかと、このように
思うんですが、ここらあたりはどうなんですか。

でございます。これが上がつてまいりますと、今度は、いろんな事情でパートとか内職とかで働くと思つても働けない人たちのバランスから言つて崩すことになります。そういう観点から、ただいまの問題につきましては、引き上げといいましてもなかなか公平の立場からはずかしい問題があるということだけを御理解いただきたいなとうふうに思つうわけでござります。

○政府委員(宮尾盛君) 共済年金の取り扱いの問題にも絡んでおりますので、私の方からも御答弁を申し上げたいと思います。

被扶養者の認定に当たつての所得の額の取り扱いにつきましては、これは政令で給与法及び所得

税法における扶養親族等の取り扱いを参考をしてお

て、これらの制度との取り扱いと均衡をとつて自

治大臣が定めると、こういう仕組みにいたしてお

るものでございまして、このようないくつかの公務員の共済制度等におきましても全く同様の

取り扱いになつておるわけでござります。

かねがね、この年収七十万ということについて

は、もつと引き上げるべきではないかと、こうい

う御意見があることは私どもも十分承つております。

すし、それが四十九年以来据え置かれているとい

うことから、引き上げの御意見というものがある

ことは承知をしておるわけでござりますが、やは

り所得税法なり給与法というような、はつきりと

したといいますか、そういうものの取り扱いと均

衡をとつていくと、ということが必要だと

いうことから、所得税法なり給与法での取り扱い

が今後どうなるか、そういうことも十分見きわめ

ながら、他の社会保険制度との関連等も考慮して

考えていかなければならぬと、こういふうに考

えておりまして、地方共済制度独自での金額

を動かすということは大変むずかしい問題である

といふうに考えておるわけでござります。

○和泉照雄君 退職金の最低保障額が六十八万四

千円に今度なるわけでございますが、そうする

と、七十万というと、ちょっとその上の階級の

方々が全部そういうことになるわけでございま

でございます。たとえば、そういうような退職金をもらつて

て、たとえば、

おる親御さんを子供さんが養う場合、大体扶養手

当がもらえない、扶養控除がなされない。親御さ

んが病気になつた場合は共済の短期給付が受けら

れない。親御さんはどういうことになるかという

と、国民健康保険の方に入らなければならん

ですよ。その金を出さなければならないと、こう

いうようなことで、大変な不利益を受けるわけで

ござります。

そこで、いろいろお話を聞いておりますと、基

準を変えることができない障害というものは、國家

公務員の扶養手当の支出基準や、あるいは所得税

法上の控除対象配偶者等の収入基準と連動してい

るからだというようなことである上でございま

すけれども、どうも元凶は大蔵省の方の所得税の

方であるようでござりますけれども、再度お聞き

しますけれども、この所得税法上の控除対象配偶

者の収入基準の七十万ということで一

応定めておるわけでござります。原則はそういう

ことになっておりますが、ただ、住宅貸付資金の

原資は、いわゆる長期経理資産からの貸付原資に

よつておりますので、長期経理の資産の構成割合

の特例の承認に当たりましては、現在、大都市圏

の地域とそれから北海道につきましては一人九百

万円、その他の地域については八百万円を最高限

度として承認をすると、こういうことにいたして

おります。

○佐藤昭夫君 甲地九百万円、乙地八百万円とい

う大きく二つのランクに分けておるのだと、いうこ

とでありますけれども、たとえば最近新聞で報道

されておりますように、公営住宅についても四千

万円住宅がいよいよ売り出されるという事態にな

つてきておるということで、この限度額自体につ

いて引き上げの方向を検討すべき段階じゃないか

といふうに思いますが、その点についてどうで

すか。

○政府委員(宮尾盛君) 住宅を取得する場合のい

ろいろな現在の取得価額の状況等は御指摘のとお

りであります。そこで私ども、住宅資金を貸し

付けるということにつきましては、資金が許せ

ば、なるべく必要に応じてできるだけの額を貸し

付けをする、こういうことにしていくことが望ま

しいということは当然であるといふうに思いま

す。

○和泉照雄君 あとは大臣に。

○佐藤昭夫君 共済制度の基本的仕組みに関する

問題は後の大蔵質問の段階で伺うこととしまし

て、最初、貸付金運用の問題で若干伺いたいと思

います。

まず、現在の住宅貸し付けの限度額の現状はど

うなつておるのか。その根拠はどうなつておる

のか。御説明を願いたいと思います。

○政府委員(宮尾盛君) 組合員に対します住宅貸

付金の限度額の取り扱いの問題でござりますが、

組合員の貸付申し込み時点におきまして退職した

と仮定をした場合における退職手当の額と退職年

金の四年分の額との合算額の範囲ということで一

応定めておるわけでござります。原則はそういう

ことになっておりますが、ただ、住宅貸付資金の

原資は、いわゆる長期経理資産からの貸付原資に

よつておりますので、長期経理の資産の構成割合

の特例の承認に当たりましては、現在、大都市圏

の地域とそれから北海道につきましては一人九百

万円、その他の地域については八百万円を最高限

度として承認をすると、こういうことにいたして

おります。

そこで、そうちますと長期経理資金の百分の五

十六というものが資金総量の限度になりますが、他

方で住宅資金を借りたいという方が非常に多いわ

けでござりますから、個々の住宅資金に見合つ

て、基本的な考え方いたしましては、所得のあ

る方が配偶者控除なり扶養者控除を受けるという

のは、税のたてまえからいってはなかなかむづか

しい問題を含んでおるわけでござります。しか

し、一般的勤労性所得の場合には二十万、給与所

得の場合には七十万という線を引きまして、そこ

まであればまあ何とかいうことで線を引いて

つくつてあるわけでござりますけれども、これを

付けるということにつきましては、資金が許せ

ば、なるべく必要に応じてできるだけの額を貸し

付けをする、こういうことにしていくことが望ま

しいということは当然であるといふうに思いま

す。

○佐藤昭夫君 いまの御答弁で、五六%まで運用

されています。たとえば、そういうような退職金をもらつて

おる親御さんを子供さんが養う場合、大体扶養手

当がもらえない、扶養控除がなされない。親御さ

んが病気になつた場合は共済の短期給付が受けら

れない。親御さんはどういうことになるかという

と、国民健康保険の方に入らなければなりませんか

ですか。運用を充てていかなければなりませんか

と、國民健康保険の方に入らなければなりませんか

ですか。運用を充てていかなければなりませんか

上のそういう彈力性を持たしておるんだというお話ですけれども、私、ちょっとと東京都の共済組合、市町村共済組合、その実情なんかをいろいろ調べてみたわけですが、九百万円の最高限度額が借りられる年齢というのはおおよそ勤続年数が十五年以上、年齢にしますと三十六、七歳、これらにこないと最高限度額が借りられないで、そういう状況でありますし、一方、五十四歳の東京における住宅賃貸金資金のうち、貸し付けたのは三八%になつてあるということは、本当は住宅賃貸付の一般的希望はもうわんさとあるわけだけれども、ところがこの限度額が低い。さつき言いました四千万円住宅なんかも売り出されてくる、こういう状況のもとで、その程度では、言うなら間に合わぬといったようなことなんかも要素になつてそういう実情が生まれているんじゃないかというふうに思うわけです。

そうした点で、いまの御答弁では、可能な限り引き上げ得るものならば引き上げると、限度額を引き上げるという方向で検討はしてみたいと。ま

あ可能な限りといふあれがついておりましたけれども。ぜひよく実情を調査をなさって、果たして実態に見合つた今日の限度額かどうかという点についてひとつ見直しをやってもらいたいというふうに重ねて求めるものですが、どうですか。

○政府委員(宮尾盛君) 住宅を取得する場合にど

れだけの資金を用意しなければならないかという

のは、その都市、その所在地域によつても異なる

わけでございまして、確かに東京とか大阪とかい

うような大都市周辺におきましては住宅取得のた

めの資金といふものは非常に大変な額になるとい

う状況にあると思います。私ども、そういうと

ころでの共済組合が持つております住宅資金の貸

付限度額というのは十分ではないいかとい

うこととはよくわかりますが、地方都市なんかの場

合には、比較的これは有効に働いておるものだと

いうふうにも思つてます。ただ、東京とか大都

市ではどうも低いと、こういう御意見はまさにそ

のとおりだと思います。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○伊藤都男君 最初に、基本的な考え方をお聞き

をしておきたいと思うわけですが、厚生年金制度

とあわせて何ゆえに地方公務員共済年金制度が改

正されたのか、その基本的な考え方をまずお聞かせ願いたいと思います。どうしてあわせてやるの

が全体の用意できる資金量にどういふうに見合つていくのかと、そこを十分見定めていかなければなりません」というふうに考えております。基本的にには、先ほど申し上げましたように、資金量が準備できるその範囲内で可能であれば、できるだけ

限度額を今後も引き上げる努力はしていくたいと

いうふうに思つておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 同様の角度の問題ですけれども、

七月一日に国土庁が基準地価調査結果というのを

発表して、それ、新聞にも報道されていますけれ

ども、たとえば東京と佐賀、ここを比較します

と、大体十二倍の地価の開きがあるというこ

とで、東京を初めとするそういう大都市圏の地価の

高騰状況といふのはすさまじいものがあるわけで

あります。そうした点で、先ほどの五六%の範囲

内、そこを限度にした運用の問題というのもち

らありますけれども、基本的に、組合員の貸付

金に対する限度額が実情に沿つているかどうかと

いう、この点の問題というのももう一つ重要な

点でありますから、そうした点でぜひ検討をして

いただくよう重ねてお願いをしておきたいと思

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 厚生年金保険法が成立を

いたしましてまだ間もない時期でございます

ので、まだ関係省庁と十分協議をする時間的な余裕

がないわけでございますが、できるだけ早く検討

をいたしまして、成案が得られれば所要の手続を

経てできるだけ早い機会に私どもとしての共済年

金制度の改正案を準備をしてまいりたいと考えて

おるわけでございます。

○佐藤昭夫君 時間ですからここで区切つておき

ます。

○伊藤都男君 最初に、基本的な考え方をお聞き

をしておきたいと思うわけですが、厚生年金制度

とあわせて何ゆえに地方公務員共済年金制度が改

正されたのか、その基本的な考え方をまずお聞かせ願いたいと思います。どうしてあわせてやるの

が全体の用意できる資金量にどういふうに見合つていくのかと、そこを十分見定めていかなければ

なりません」というふうに思つております。

そこで、先ほど申し上げましたように、住宅資

金の金の出どころというのは、長期資金が積み立

ておる長期経営資金でございます。そして

大せいの希望者もあるわけですから、その希望す

る人たちの数とそれからその限度額というものと

言います。長い年月がかかるので、子なし若妻の取り扱い

が十五年以上、年齢にしますと三十六、七

歳、これらにこないと最高限度額が借りられない

で、そういう状況でありますし、一方、五十四年

歳の東京における住宅賃貸金資金のうち、貸し付

けたのは三八%になつてあるということは、本当

は住宅賃貸付の一般的希望はもうわんさとあるわけ

だけれども、ところがこの限度額が低い。さつき

言いました四千万円住宅なんかも売り出されてく

る、こういう状況のもとで、その程度では、言う

なら間に合わぬといったようなことなんかも要素

になつてそういう実情が生まれているんじゃない

かというふうに思うわけです。

そうした点で、いまの御答弁では、可能な限り

引き上げ得るものならば引き上げると、限度額を

引き上げるという方向で検討はしてみたいと。ま

あ可能な限りといふあれがついておりましたけれども。ぜひよく実情を調査をなさって、果たして

実態に見合つた今日の限度額かどうかといふ

うふうに思つておるわけでございます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○伊藤都男君 最初に、基本的な考え方をお聞き

をしておきたいと思うわけですが、厚生年金制度

とあわせて何ゆえに地方公務員共済年金制度が改

正されたのか、その基本的な考え方をまずお聞かせ願いたいと思います。どうしてあわせてやるの

が全体の用意できる資金量にどういふうに見合つ

ていくのかと、そこを十分見定めていかなければ

なりません」というふうに思つております。

そこで、先ほど申し上げましたように、住宅資

金の金の出どころというのは、長期資金が積み立

ておる長期経営資金でございます。そして

大せいの希望者もあるわけですから、その希望す

る人たちの数とそれからその限度額というものと

言います。長い年月がかかるので、子なし若妻の取り扱い

が十五年以上、年齢にしますと三十六、七

歳、これらにこないと最高限度額が借りられない

で、そういう状況でありますし、一方、五十四年

歳の東京における住宅賃貸金資金のうち、貸し付

けたのは三八%になつてあるということは、本当

は住宅賃貸付の一般的希望はもうわんさとあるわけ

だけれども、ところがこの限度額が低い。さつき

言いました四千万円住宅なんかも売り出されてく

る、こういう状況のもとで、その程度では、言う

なら間に合わぬといったようなことなんかも要素

になつてそういう実情が生まれているんじゃない

かというふうに思うわけです。

そうした点で、いまの御答弁では、可能な限り

引き上げ得るものならば引き上げると、限度額を

引き上げるという方向で検討はしてみたいと。ま

あ可能な限りといふあれがついておりましたけれども。ぜひよく実情を調査をなさって、果たして

実態に見合つた今日の限度額かどうかといふ

うふうに思つておるわけでございます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

○政府委員(宮尾盛君) 婚姻加算の引き上げを見

ます。

あと四分ほどありますので、次の問題へ移りました

いと思います。

先ほど来の議論の中にもありましたけれども、

今回の提案を見ますと、先ほどの厚生年金法改

正、ここで行われました加給年金額の増額並びに

遺族年金の算定加算の増額、こういう問題につい

ては今回もまた見送られたという形になつておる

わけですから、この問題について、今後どう

ます。

ます。そういう点をいろいろ検討をし、今回の改正法案ではその問題を見送つてさらに慎重に検討をして結論を出そう、こうすることにいたしましたわけでございます。これはひとり地方公務員共済組合制度だけでなく、他の共済年金制度も同様の考え方で今回見送ったわけでございます。

ただ、今国会で厚生年金保険法が修正可決されたという新しい状況が出てまいりましたので、その問題を今後共済年金制度でどういうふうにしていくかということは早急に検討をしなければならないというふうに考えておるわけでござります。

○伊藤都男君 寡婦加算の厚年における値上げが大幅だ、だから非常に問題の波及が大き過ぎる、こういうような考え方だと思いますけれども、しかし遺族年金は實際はもうきわめて低い水準にあるわけですから、したがって大幅に厚年のあれが行われたとしても、必ずしも遺族年金のいまの水準から考えまして、これを上げることはきわめて急務ではないかと、こういうよう私は思うのでありますけれども、その点どんなお考えでしょうか。

○政府委員(宮尾鑑君) 遺族年金の支給水準を上げていく方法などもござりますが、そういうものが有効であるということは私ども十分理解はいたしております。問題は、大幅な引き上げといふこともさることながら、たとえば四十歳未満の子供のない寡婦の方、こういった人たちについて年金権を発生させないというような措置が関連してあるわけでございますが、これは共済年金制度が、先ほども御答弁の中で申し上げましたように、厚生年金制度のかわりの仕組みであるという性格のほかに、公務員制度の一環であります。したがいまして、公務員として勤められた御主人が亡くなつた場合に、奥さんが四十未満で子供がないという場合には、厚生年金の中で十分その合理性が求められるかどうか、こ

こらを非常に議論を詰めなければならない。そういう意味で寡婦加算の引き上げ制度、今回の厚生年金における寡婦加算の引き上げの一連の措置はこの際見送ると、こういう考え方立つておるわけでございます。

○伊藤都男君 まあ見送るけれども早急に調整を図りながら慎重に検討をしつつ結論を出していきたいと、先ほどから御答弁があります。私は、いずれにいたしましても、この寡婦加算の大幅増額につきましては、早急に手をつけていただきたいと、こういうよう思ひますし、先ほどの話では、関係各省庁との話し合いをする時間的余裕がまだ十分ないんだと、こう言われておりますけれども、今国会がだめなら次の通常国会で寡婦加算の大額増額をやるという決意を私は聞きたいわけですが、その点についてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(宮尾鑑君) まだ今後検討する問題でありますので、確定的なことは申し上げられませんが、できるだけ早く成案を得るよう努力をしてまいりたいと思います。そして、成案が得られれば、できるだけ早い機会に国会で御審議を願うようになりますので、最大限の努力をしたいと考えておるわけでございます。

○伊藤都男君 それから、年金受給者の格差の問題をちょっとお伺いしておきたいと思います。これはもう旧恩給法、旧共済年金あるいは新共済につきましても、退職年次の古い高齢者が恵まれない状態にある、これはもう御承知のことです。しかし、年金の公平化の原則からいきますと、こういう格差といいますか、そういうものを順次是正をしていかなければならぬのではないかと、こういうように考えますが、その点どうでしょか。

○政府委員(宮尾鑑君) 退職年次の古い方と最近の方とでは年金の額に差があるということは事実であります。なぜそういうことが出てくるかといいます。たとえば十万人ほどいる中で四、五十人という程度の人が六倍くらいの水準にあります。ただ、平均的なところで考えてみると、市町村職員共済組合で調べてみると、相当高い年金をもらっている方、最低保障額の六倍というような金額をもらつておる方々もありますが、これは非常に数が少ないと思

います。なにせそういうことが出でてくるかといいます。なにせそういうことが出でてくるかといいます。なにせそういうことが出でてくるかといいます。なにせそういうことが出でてくるかといいます。

そこで、そういう方々につきましての問題につきましては、過去にも、四十八年でございますが、四十八年に恩給でも同様の問題がありますの

で、そういう措置を行つたことに準じて、古い方々の年金額について是正措置を講ずることをかたつてやつたことがあります。しかし、それでもなおそういう問題が残つておることは事実であります。

そこで、そういう方々につきましての問題につ

きましては、過去にも、四十八年でございますが、四十八年に恩給でも同様の問題がありますの

で、そういう措置を行つたことに準じて、古い

方々の年金額について是正措置を講ずることをか

たつてやつたことがあります。しかし、それでもな

おそういう問題が残つておることは事実であります。

そこで、そういう方々につきましての問題につ

きましては、過去にも、四十八年でございますが、四十八年に恩給でも同様の問題がありますの

で、そういう措置を行つたことに準じて、古い

方々の年金額について是正措置を講ずることをか

引き上げた。そのときには、共済関係は五十五歳給付、給付が五十五歳から始まる、厚生年金は六十歳ということの理由が一番大きくだだつと出された。まあ改悪だということで私どももずいぶん反対したんですが、結果的にそうなったわけです。その際、一%上げて一六になった。それのときには、前の大臣とずいぶんやりとりもあつたわけですが、それとも、同時にまた附帯決議もつきましたように、これはもう最大のネックであった給付の始期ですね、これが六十歳になつたわけだから、少なくとも十五年後に六十歳になつた時点までにひとつ三年刻みで上がるたびに二〇に近づけていく努力をすべきだし、検討をすべきだと、こういうことで、まあちょうど大臣は就任当時だったものだから勉強させてくれと、やっぱりこの問題については公平の原則からいつてもわかる話じゃないと、こういうことになつておつたんですが、それを裏打ちするように附帯決議もしたんですけども、大臣は途中でおらぬようになつて今度は新大臣が来た。こういうことで、さっきも公務員部長とやりとりしましたけれども。やはりそこら辺のきっちりとした道筋というか、それは明らかにひとつこの際しておかなきやいかぬのじやないか。

公的負担の公平という意味でどうなんだといふことでさつき公務員部長にただしましたところ、今度は年齢じゃなくて給付額の問題とか、いろいろあるものだから、検討をもう少しさしてもらいたいと、こういうのがさつきの回答だつたと思うんですけれども、しかし、公務員労働者から見るところ十五年間放置されてきている。四十年ですから。ですから、きわめてこれは切实な問題です。から、ここのこところはひとつ大臣としてどういう決意でこの問題に対処していくのか、そのところをまず聞かせていただきたい。

○國務大臣(石破二朗君) 実は、佐藤委員御指摘になりましたとおり、この公的負担分についての

検討を続けることという御趣旨のその附帯決議がつきましてから一年近く経過しておるわけであります。私は気が短いせいもありますが、一体これいつまで検討するんだと言つておるんです。非常に複雑な問題だからと。複雑な問題には違いない、しかし、一年たつて結論が出ない、じや何年すれば出るんだ。いや、何年といつて年月で限るお約束もできません。こういつて説明を受けておるのでございます。何とかして——あるいは附帯決議が本来無理なんだと政府で考えるなら、せっかく附帯決議をいただきましたけれども、これははどうも財政上できませんとお断りするならする。何とかしなきゃならぬと思っておりましが、きょうのところ、はなはだ申しわけありませんけれども、いつまでにこれを解決しますといふ約束いたしかねますので、せっかく努力して何とかの御回答を、はつきりした回答が出来ますように努力しますので御了承賜りたいと思います。

○佐藤三吉君 後藤田前自治大臣も、そういうことで努力すると言ったのが結果的には返事なしでかわってしまった。どうですか、また次の通常国會でこの審議もあるわけですから、その場合やっぱり法案を出さなきゃならぬと思うんですが、その際まではひとつ大臣として精力的に検討をして、こちら辺の道筋をひとつ明らかにしてくれと。何も結論を出せと言つておるんじゃない、道筋をきちっと出してもらつて、お答えができるよう、そういうことで理解してよろしいですか。

〔委員長退席、理事金井元彦君着鹿〕

○國務大臣(石破二朗君) 政府委員から正確に答弁させますので、直接お聞き取りいただきたいと存じます。

○政府委員(宮尾盛君) 公的負担の問題につきましては、厚生年金あるいは共済年金それぞれ違つておることは事実でございます。この問題を将来の問題としてどういうふうにするのが最も適正であるかということについては、それぞれの公的年金制度について制度の仕組みの違いがあります。

たとえば厚生年金と共済年金につきましては支給内容に格差があるではないかという議論もあります。また、将来厚生年金なり共済年金がそれぞれどういう成熟度を遂げていくのか、そのときににおける収支バランスというのはどういうふうになつていくのかというような問題もあるわけでございまして、この問題について検討をする場合には、もちろん関係各省間で相当基本問題を詰めて議論をしていかなければならぬわけでございまして、さらには、関係の審議会等における議論といふものも相当詰めなければならない問題だといふふうに私は考えております。

たとえば共済年金の問題につきましては、日下そういう財政問題等も含めて研究会を設置しておりますけれども、ここでもいまの各公的年金制度の基本的な仕組みから洗い直して共済年金制度のあり方を詰めていきたいと、こういうことで鋭意検討をしておりますけれども、これとても非常にこれは大変大きな問題でございますから、いまの見通しでは二年間くらいは少なくとも研究会だけでもかかる、こういう状況になっておるわけでございます。そして、仮に何らかの共済年金問題についての議論をいたしましても、これは他の公的年金との関係ではどういうふうにするか、これはまた社会保障制度審議会とかいろいろな審議会あるいは関係各省との議論を相当やらなければならない問題であります。

したがいまして、私どもとしましては、附帯決議をいただいておりますので、そういうことにつきまして鋭意検討を進めますけれども、たとえばいまお話しにありましたように、次の通常国会までに何らかのめどを出すると、方向づけをするというようなことは、これはとても至難なことであるというふうに考えております。

○佐藤三吉君 そうすると、二年間ぐらいの日程で議論をする、そういう方向で努力を約束するといふふうに理解していいですか。

○政府委員(官尾整君) いま二年と申し上げましたのは、共済年金制度についての研究会が各種の

問題について基本的な検討をしておるわけでござりますが、その一応の、研究会のめどを二年くらいい先に置いておるというふうなお答えになつてゐるんです。だからもう一番いいのは、公務員部長をこの結論が出るまでは一切局長にはしないぞと、これが結論出るまでここにおれと、こう大臣が一声言えばさつとまとまつてくるわけですから、こういう問題は、そういうような意味で、大臣の、何というか、決意というのが私は非常に大きいと思うんです。そういう意味で私は大臣にここで辺の問題の決意を聞いておるわけですが、いかがですか。

○佐藤三吉君 大臣、こういうふうなお答えになつてくるんです。だからもう一番いいのは、公務員部長をこの結論が出るまでは一切局長にはしないぞと、これが結論出るまでここにおれと、こう大臣が一声言えばさつとまとまつてくるわけですから、こういう問題は、そういうような意味で、大臣の、何というか、決意というのが私は非常に大きいと思うんです。そういう意味で私は大臣にここで辺の問題の決意を聞いておるわけですが、いかがですか。

○國務大臣(石破一朗君) またおしかりを受けるかもしませんけれども、附帯決議の趣旨が早急に実現することができるように事務当局を督励いたしまして善処いたしました。

○佐藤三吉君 ゼひひとつそういう方向で督励努力をお願いしておきたいと思います。

次に問題になるのは、さつきちょっと健保の問題でやりとりがあつたんですけども、健保は、御存じのとおりに、一番大きな負担増がかかつてくるのは、いま社会的に問題になつてゐる医療の不正請求とか、そいつたことが、やっぱり共済の短期の場合でも同様な実態であることは先ほど議論で聞きました。ただ、問題は、その歯どめをしていくためには、どうしてもやっぱり強力な指導体制をつくっていかなきやならぬということできつき議論をお願いしたんですが、なかなか決めて手になる議論になつていません。

これは私は、國の方の負担というのがない。いわゆる自治体の当局と労使折半でやつておるということで、千分の百以上については——これもやつぱり公費だけれども、これは自治体の資金で助成しておる。それ以上掛金が上がらぬように指導体制をつくつておるということの御報告がござい

ました。しかし、千分の百ということは、折半ですから、五十掛金負担ということで、これはもう本当に、何というんですか、医療費が上がつてくる、上がつてくるのに伴つて千分の百以上については助成出すということで、非常に消極的な対応策と、こういうふうに私は思うんです。むしろやつぱり、積極的な意味では、その医療費の不正請求を――聞いてみますと各共済大体平均〇・五程度の不正請求が出ておる事実が明らかになつておりますけれども、もつとこれをきちっと締めていくと、請求を抑えていけば、本当に病人のみが適用されていくというものになるんじゃないかなと思うんですね。

妥当とは思われぬし、そういう問題についてはひとつ十分検討をして努力したいということになつた。そのときの目標を私は、大体委員会ではことしの七月につけたわけです。早急にしろと。ところが、依然として今度の法案の中にもそういうものが出てきていない。これは一体どういうふうに、いつごろをめどに、どのような内容でしようとしているのか、その検討過程を含めて御報告いただきたいと思います。

なつておりませんことは恐縮でございますけれども、できるだけ早く結論を出すよう日に日下閣係とことろと詰めておる段階でございますので、御解をいただきたいと思います。

○佐藤三吾君 俗な言葉で、へ理屈というやつああでもない、こうでもないという言い方をすんだけれども、公的年金との関連性を考えて、しなきやならぬ、たとえば六十歳にしなきやねどと一方では言い、これになると今度は公務員特殊性とかね、こういう言い方というのは、ほ

はまさにそれに当たると思うんだ。
だから私も言つておるんです、この前の委員会から。たとえば破廉恥罪を起こした、こういった問題については、公務員の品位にかかることがわることぢやない。

か
問
会
も、こっちの方が楽なようありますから、これが
こそ早急に附帯決議の御趣旨が実現しますよう
努力します。
○佐藤三吾君 そういう努力の中身について、十

そこら辺の問題は、やつぱり一つは自分が全然負担行為をやっていない、責任を持つていない、財政的な意味で。自治体当局と労使折半というところにあるわけですから、そこら辺が私は一番大きな責任指導のそれなりの原因じゃないかと思うので、こちら辺について、先ほど、厳に今後指導強化してもらいたいということをつけ加えておきます。したけれども、大臣の方でもひとつ後ほどで結構でござりますから、事務当局から聞いていただいて、そこら辺の指導体制を強めていただくようになります。時間がございませんから大臣の答弁は要りません。

すけれども、また、毎年度の改正でもそういうふうにいたしまして、公務員法を根拠法としておることを見られますように、公務員制度の一環であると、こういう性格もあわせ持つておるわけでござります。

そこで、恩給制度よりは若干緩いわけでござりますけれども、共済年金制度については懲戒処分者について年金の給付制限を行う、二割の給付制限を行うと、こういうことになつておるわけでござります。この問題について、これをやめるところについては、いま申し上げましたように、

ら、それは私は、ある程度——まあ二割が妥当かどうかという議論はいろいろあります。英のものがあつたとしても、しかし、それ以外のまについては、この際すぱっと落として、そして公的年金との振り合いなり、社会保障の性格を強めておるわけですから、そういうことができるとすべきだと、こういう主張をしておるわけですが、これはほかの年金に全部そういうのがあって、いうことなれば別ですけども、そんなことはないわけだし、恩給法との関連を、恩給法の場合に八割が国が負担し二割が個人負担という関連でならそれはわからぬことはない。しかし、いまのところの手取りの年金というものは平等負担ですよ。

臣の誠意を疑うわけではありませんけれども、やっぱりできれば、次期通常国会にまた年金法の改正は出でるわけだから、それにはひとつ間にぐわせるようて大臣として全力を尽くしてもらいたいと、こういうことで理解してよろしゅうございなすか。

○國務大臣(石破二朗君) 御案内のとおり、これは政令の改正でいくそうでありますから……

○佐藤三吉君 だから次期通常国会までに。

○國務大臣(石破二朗君) 通常国会までには何か努力します。

○佐藤三吉君 わかりました。ぜひひとつそういうことで、大臣のときにもどをつけください

公務員制度の一環でありますので、非常に問題となるべき事項でありますけれども、公務員制度の内容が厳しく過ぎるのではないか、したがつて、その厳しく過ぎる点を何らか緩和する方向で検討すべきではないかという意見があることは確かであります。したがいまして、目下関係の大企業その他との問題については詰めて、議論をしておりまして、この調整が済み次第、であります。ただしこれは、早急に関係の審議会等にも諮って処理をしてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

先ほど、七月ごろまでには何とかしてはどううといふ御意見がございましたが、そういう状況

妥当とは思われぬし、そういう問題についてはひとつ十分検討をして努力したいということになつた。そのときの目標を私は、大体委員会ではこの七月につけたわけです。早急にしろと。ところが、依然として今度の法案の中にもそういうものが出来ていません。これは一体どういうふうに、いつごろをめどに、どのような内容でしようとしているのか、その検討過程を含めて御報告いただきたいと思います。

○政府委員(宮庭監君) 懲戒処分者に対する年金の給付制限の問題でございますが、これは佐藤委員も十分御承知のように、共済年金制度が、公的年金制度の一環といたしまして、老後の所得保障機能というものを持つてることは確かでありますけれども、また、毎年度の改正でもそういうとをいたしておりますように、恩給制度と関連をいたしまして、公務員法を根拠法としておることに見られますように、公務員制度の一環であると、こういう性格もあわせ持つておるわけでございます。

そこで、恩給制度よりは若干緩いわけでござりますけれども、共済年金制度については懲戒処分者について年金の給付制限を行う、二割の給付制限を行うと、こういうことになつておるわけでござります。この問題について、これをやめるということについては、いま申し上げましたように、公務員制度の一環でありますので、非常に問題があり、困難だというふうに考えますけれども、給付制限の内容が厳し過ぎるのではないか、しだがたしておりまして、この調整が済み次第、だけ早急に関係の審議会等にも諮つて処理をしてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

なつておりませんことは恐縮でござりますけれども、できるだけ早く結論を出すように目下関係者とごろと詰めておる段階でござりますので、御解をいただきたいと思います。

○佐藤三吾君 俗な言葉で、へ理屈というやつがあるでもない、こうでもないという言い方をするだけれども、公的年金との関連性を考えてこしなきやならぬ、たとえば六十歳にしなきやならぬと一方では言い、これになると今度は公務員特殊性とかね、こういう言い方というのは、まさにそれに当たると思うんだ。

だから私も言っておるんです、この前の委員会から。たとえば破廉恥罪を起こした、こういった題については、公務員の品位にかかることがわざら、それは私は、ある程度——まあ二割が妥当どうかという議論はいろいろあります。革のものがあつたとしても、しかし、それ以外の点については、この際すばっと落として、そのままの公的年金との振り合いなり、社会保障の性格を強めておるわけですから、そういうことができるとすべきだと、こういう主張をしておるわけだから、これはほかの年金に全部そういうのがアリということなれば別ですけども、そんなことはなわけだし、恩給法との関連を、恩給法の場合に八割が国が負担し二割が個人負担という関連にならそれはわからぬことはない。しかし、いま新しい方のこの年金というのは平等負担ですね、五分五分の。そういう面から見れば当然は、いま言つたように、厚生年金だって二〇〇負担でしよう。われわれは一六%しかない。

そういう状況で、さつき早急に督励して努力ということを大臣は言つたんだけど、そう、ハンディもあるのに加えて、これだけ何で懲りないと私は思う。そこら辺はひとつ大臣、この公務員部長と何遍やり合つたって、この人の

微々たるもので、その遺族年金の中でも、厚生年金がぐっと上がった、そこに大変な格差が出でてきているわけです。そこで、これ一日も早く改善をしなければならぬ性格のもので、さつき公務員部長もそういう答弁をしておりました。しかし問題は、一方は十一月からそういうことになった。ところが、これは私たちの手続上のおくれからまたそこに格差が出るということでは私は承知ならぬと思うんですよ、同じ遺族の皆さんから見れば。ですから、次の通常国会にはこれをひとつ出してもらえると私は確信をしておりますが、しあその際に、いま言つた厚生年金とに支給時期において違いが起つたんでは大変だと思うんで、そちら辺についてひとつ大臣の決断をお願いしておきたいと思うんですが、いかがですか。——大臣に聞いておるんです。もうあなたの議論はさつきずっとやつちやつたんだよ。大臣の決断事項だけ聞けばいいんです。

○國務大臣(石破二朗君) 寡婦加算の額の引き上げの問題についてでありますけれども、今回これを見送りましたのは、共済年金制度における遺族年金の基本的なあり方との関係の中で検討する必要がある、こういう理由であります。

今後の取り扱いについてでありますけれども、関係各省とも十分協議いたしまして、速やかに成案を得たいと考えております。

○佐藤三吾君 それは事務当局の答弁ですよ。それは事務当局の答弁で、それはさつきから聞いておるんです。ただ問題は、いま言つよう遺族年金というものは公務員の場合は本人の五割でしょう。本人も低いですけれども、その五割で、しかもその寡婦加算について特別にひとつ厚生年金の方で考慮しようということになつたんですが、四十歳未満の子なし妻については適用除外にした

過ぎるということで留保しているわけです。それはわかるんです。しかし、これが今度四党の協議の中では国会を通ったときに、その四十歳未満の子なし妻については削除になつたわけです。だから、当然共済を初め、その厚生年金に見合つた措置はとらざるを得ないと、こういうことになつておるんです。

ただ、今度の国会で削除になつて通つたものだから時期的に間に合わぬというのはわかるんです、私もわからぬことはない。しかし、私は公務員部長にもずっと前から言っておるんだけれども、削除になるだろうと思うけれども、なつたときにはどうするというやつは、もう事務当局で検討したってしかるべきじゃないか、こういう問題點は。そうしてこれは私が公務員部長に言つたのは、たしか七月ごろだったと思ふんですよ。なつた場合ははどうなるということをちゃんと計算して遅滞なくきらつとできるようにななければいかぬじゃないかと、こういう話ををしておるんですが、それはできないことはないはずです。ところが、いま公務員部長の答弁を聞きますと、さつきあなたが読み上げたように、今国会で成立したから時間的に間に合わぬから、できるだけ早くという言葉は言うんですがね。しかし、私は、できるだけ早くというのは次の通常国会というふうに判断してよろしいかどうか。同時に、その際には、厚生年金の引き上げの時期とぴちっと合わせて所要の措置をとれるようにしていただきたい。それはもう大臣の決断ですよ。そこをお願いしているわけです。

さいますか。いま読み上げられたことを。
○國務大臣(石破一朗君) 事務当局とも十分相談しました上での責任を持つての御答弁であります。御了承いただきたいと思います。
○佐藤三吉君 これはやりとりしただけで時間がたつてしまふから、これ以上言いませんが、ひとつ大臣、遺族の身になって考えていただきたい。厚生年金が引き上がったということはすぐ新聞に出て、具体的にはもう年内に差額出るでしょうか。もう全然違った内容になるんですね。そういう意味では、同じ遺族で、何で私どもの共済だけはできないのかという、これは当然起りますよ。だから、その気持ちに私はやっぱり大臣として政治家としてこたえていただきて、そしていまの事務当局の答弁、いま大臣読み上げましたけれども、それはそれとして、大臣の決意としてひとつひこの厚生年金の引き上げの時期と地方公務員関係の遺族の時期を、政治的にも働きかけてきちんとさせて、そうして次の通常国会に出していくたまくように、これは強く要求しておきたいと思います。

次に、既給一時金の問題です。先ほど、伊藤さんだたと思いますが、議員から質問が出されました。その問題と絡むんですが、言葉ながら、雇いから吏員になる際に、まあ選択制でもございますが、一時金ということで支払った者と支払ってない者との間に大変な年金の格差が生まれますね。この問題について、たとえば、その支給額を払い戻すなりどうするなり、いろいろ手はあると思いますが、この際、その格差を解消するために既給一時金の、何というんですか、改善をするという方向にしてもらいたいといううことでの決議がなされておりますが、この問題についてはどういうふうに検討が進められておりますか。

○政府委員(宮尾鶴君) この問題につきましては、当委員会でもたびたび御論議になつておる問題であります。御了承いただきたいと思います。

制度では従前の年金制度の適用期間は新しい制度の組合期間に通算をすると、こういう仕組みをとつておりまして、その場合の年金額の算定につきましては、従前の年金制度のルールによつて算定した額を本法の適用期間について算定した額に合算をして支給をすると、こういう仕組みをとつておりますために、ただいま御指摘がありましたような事例、つまり、現行制度施行前に雇用人から年金制度のルールによつて控除をすると、こういうことになつておるわけでございます。

ですから、加算するときにもそういう従前のルールで加算をしますし引くときにもそれは同じルールで引くと、こういう仕組みになつておるわけでございますので、この問題について、ただいま御質問にありましたように、違つた方法で一時金控除をやれということについては、制度の仕組みを崩してしまつと、こういうことになります。いまで、私どもとしては困難だと考えております。いろいろ事情もあるわけでございますけれども、この仕組みというのは国家公務員の共済組合制度と全く同じ仕組みでできてるわけでございますので、そういう点で、たびたび御質問のことではありますけれども、今までいろいろ検討をしてみましたかが、これは非常に困難であるというふうに考えております。

○佐藤三喜君 そうしますと、まあ困難なといふか、非常にむづかしい点はわからぬことはないんですね。しかし、さつきから出ておりますように、最低保障額の引き上げの問題とか、四十八年に一遍是正をしましたですね。そういう問題等もあるし、やっぱり私は、こういう年金というものは、そういう過程がもう次々に変わつていってつながつてきておるわけですから、そこら辺について、は、やっぱり五年とか十年とかそういう単位で見直してみてそこら辺の不均衡を是正していくと

いう作業は、私はこれは必然のものだと思うんです。四十八年に見直したものその一つの方法じゃないかと私は思うんですけれどもね。そういう面から見て、困難と言うだけじゃなくて、この問題はひとつ、時間がかかるとも、見直しの時期にそろえて不均衡が生じないよう、そういうた所要の措置というのは当然これはとするべきだと思うんです。恐らく共済間ににおいてもかなりこの問題については格差があると思います。そういうことがないようなところもあればあるようなところもあるだろう。そこ辺は、もしあれならば、私は各共済の中でそういうのが自主的にとれるような方法も考えていいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員、官庫整理課　これに　同様公庫員もその組合と同じ仕組みになつておるわけでございまして、地方公務員独自でそういうことをしていくと、いうことは非常にむずかしいと考えております。それで、いま四十八年にやつたではないかといふことでございますが、これはケースが違うわけではありません。つまり、十分御承知のようだ、と

は年金裁定時期の遅いによってベースアップだけあらわれない給与差といいますか、年金の基礎になるその給与に格差が出てくる、これを直していくわけです。今度のこのケースの場合には、そながが不均衡だというふうに私ども考えていいわけです。要するに、一時金をもらった人たち、あるいはもらつたといいますか、前の制度と新しい制度とのつなぎといふものをどうするか。つなぐ場合には古い制度のものを計算していくの新しい制度の年金額に加算して出してやる。しかし、一時金をもらった人については、同じように、もたらされたその旧制度での計算をして、そしてそれを支給される額から差引くと、同じ考え方で立つてルールづくりをやっているわけですから、足す

と引く方とで違った仕組みをしてしまうという
とはこれはルールの基本を崩すことになる。で
から、そういう意味で、基本ルールというも
のが変わると、そのルールを守らざるを得
なくなる。つまりは私どもとしては非常にこれ

○佐藤三吉君 時間がありませんからこれ以上はお詫びします。そういう意味で関係する省庁とともに検討を重ねてみなければいけませんけれども、いまの私どもの考え方としてはそれは非常に困難だということを申し上げざるを得ないわけでございます。

お詫びせんけれども、これは、切実な問題で、とりわけ吏員というのが一つの境になつておるわけですね。ところが、この吏員というのはいま事実上ないですね。身分制度としてなくなつたわけです。ところが、当時はあつたわけだ。同じ県庁に勤めながら、一方は雇員であるために共済年金、吏員は恩給、こういう差があつて、そして切りかえの際に雇員の人はまたさらに今度は年金支給で悪い結果になつてくる。こういう二重、三重の経緯もあるわけですから、これは答弁要りませんが、ぜひ検討を加えていただいて、そうしてこれから辺の問題解決もこの機会にひとつ見直していくと、こういう努力をお願いしておきたいと思います。

時間ございませんが、一つだけ共済関係で聞いておきたいと思うんですが、先般私が大分しつこく言いまして、これも前の後藤田大臣が、事情を聞いてみるとわからぬ話でもないと、しかしまだ大臣就任早々だから勉強させてくれということでのそのままになつておるんですが、共済は勞使折半という仕組みになつておるわけですね。したがつて、管理運営面の審議会もしくは組合会の理事、委員、連合会の理事、委員、こういった問題も、それぞれ使用者代表と組合代表ということに仕組みがなつておるわけですね。ところが、それが常駐する理事、監事になると組合側の代表というのは全然出されていない、非專従しかない、そういう問題がある。

それからもう一つは、ILO八十七号条約の批准において、組合役員の中には、五年以上すれば離籍をしなきゃならぬ。いま離籍役員がどんどんふえてきておるわけですね、各組合と

時間ございませんが、一つだけ共済関係で聞いておきたいと思うんですが、先般私が大分しつこく言いまして、これも前の後藤田大臣が、事情を聞いてみるとわからぬ話でもないと、しかしながら大臣就任早々だから勉強してくれということです。そのままになっておるんですが、共済は労使折半という仕組みになつてゐるわけですね。したがつて、管理運営面の審議会もしくは組合会の理事、委員、連合会の理事、委員、こういった問題も、それぞれ使用者代表と組合代表ということに仕組みがなつておるわけですね。ところが、それが常駐する理事、監事になると組合側の代表といふのは全然出されていない、非専従しかない、そういう問題がある。

改正になりまして、そうして五年以上の者は離籍をする。ところが離籍役員は、いわゆる離籍になるわけですから、その職員を離れるわけですからね。共済の場合には職員でもって組合を構成することになつてますから、そうすると、現職の組合の連合の役員でありながら、離籍役員なるがゆえに組合代表になれないという仕組みになる。それはおかしいじゃないかということで、四十九年の改正の際に、六年間現状のまま離籍役員でもなれるということになった。これは政府の方も、なほ労使折半の中ににおける代表を、離籍役員なるがゆえにできないというのはおかしいということになつたと思うんですね。それがことしになるとでいいけるんだけれども、新たに離籍になつた人たちは今度は委員になれないということになつておるわけですね。

員は一貫なつてくると、役員の身分の問題が生じる。それで、離籍をしました組合の執行委員等の方々についでは、これは職員としての身分を持つておらなければなりません。これが基本的な考え方でございますから、原則的に、離籍した組合幹部等の方々にそういう道を開くことになれば、これは法律のポストに入つてもらう場合には、職員の代表者であると、これが基本的な考え方でございますから、原則的に、離籍した組合幹部等の方々にそぞうたてまえというものを変えることになりますから、そこはなかなかむずかしいというふうに私どもは考えておるわけです。ただ経過的に、当時職員であつた人が選ばれて共済組合の役員になつた、そしてその人たちが職員組合の役員として離籍をしてしまつ、こういう方については、経過的に、そういう措置を講じて救つておると、こういう、まあいわば例外措置でございまして、共済組合法の全体のたてまえを離籍した職員にまで広げていくということは、私はいまの制度の仕組みとしてむずかしいというふうに考えておるわけでございます。

身分を失つてしまつた。そういう人たちについて、すぐ直ちに共済組合の役員をやめていただくて、そういうことはいろいろ問題があるから経過的にそれを救つてきておると、こういうことでございます。

です。この I.L.O. 八十七号条約というの、政府権力から組合をやつぱり自由にしなきゃならぬ。組合の自主、自律の体制をつくっていくといふことが基本にあるわけですね。そういうことのゆえに、まあ政府は今度は地方公務員法、国家公務員法を改正して、そして五年の猶予期間を置いて、五年以後は離籍しなきゃならぬということになつた。それは、ほくらは悪法だということですいぶんがんばつたけれども、しかし政府や何者にも、

使用者にも拘束されない労働組合をつくつていいく
るという観点では、一つの理の通っている部分もある
と思うんです。たしかに、その一環である共
済組合に労働組合の代表者が、離籍をしたという
理由だけでもって役員になれない、代表権が行使
できない、共済組合に。これは私は筋道が通つて
いないと思うんですよ。これからはどんどんどん
どん離籍役員になっていくわけですよ。五年以上
したら離籍役員になつていくわけです、職員の代
表は。その人たちが全部共済組合の役員になれな
い。自分たちの組織の代表が。組合員の代表が。
組合員が民主的に選んだ、職員が民主的に選んだ
代表が共済組合について否定される、こういうあ
り方というのは、私は正しい共済運営、労使折半
の中における正しい運営をやっていく上でも障害

それはなぜかといえば、離籍役員といつても
も——離籍役員になつた途端に年をとらなきやい
いですよ。どんどんどんどん年をとつて、七十、
八十となつてきたときにやめなきやならぬ。やめ
た場合には、結果的には共済組合に代表者がが出ら
れないということになります。これは私ははどうし
ても承服できない。だからこそ政府は、経過措置

として、その当時共済の役員になつてゐた者については六年延長しさらに今度は二年延長してそれが続いているだけれども、この人たちはもう後がつたこの共済組合の役員に、職員の民主的な手続を経て選ばれた組合の役員がなれないというんに合わない。だから、やっぱり職員の総意でつくった方方がいい。別に自主的につくり上げた方がいいですよ。そういう議論だって起こつてきますよ。ここはひとつ、そこまで私は政府が干渉するということはほんとうであります。

だから、政府がそれだけ、恩給法みたいに八割も経費を負担しているならそんな言い分があつたつてしまふべきだらうと思う。しかし、社会保障的なものであり双方が折半で負担してきておるものについて、職員が選んだ組合代表が、離籍したゆえに共済の役員から外すというのは、そんなことは道理が通りませんよ。こちらはひとつ大臣がきちっと判断してもらわなければこれは大変なことになりますよ。いま経過措置になつておるのは、四十九年の法改正の当时に共済の役員になつていた者だけがずっと続くわけだ。後から出てくる者はたくさんおりますけれども、それは全然なれぬというふうな、こんなばかなことがあってはならぬと私は思うので、その点ひとつ大臣の見解を聞いておきたいんです。

○国務大臣(石破二朗君) 政府当局は御指摘のような……

○佐藤三吉君 や、読み上げぬでいいですよ、大臣の考え方を聞きたいのであって……

○国務大臣(石破二朗君) 御指摘のようなばかなことをしておるはずはないと思いますが、私が考えてみましても、佐藤委員の御指摘の根拠は、想像しまするのに、本年五月十三日の附書決議において、「各共済組合及び連合会の執行運営について、組合員の意思を十分反映できるよう、さらに努めること」と、こういうのを根拠に御指摘な

り御質問があつておることと思ひますが、附帯決議において、「組合員の意思を十分反映できるよう、さらに努めること。」とありますのは、職員組合とか労働組合員の意思を十分反映できるよう努めと、こうおっしゃつておるのであります。それで、共済組合員の意思を十分反映できるよう努めることという趣旨だと理解いたしております。

したがいまして、現に共済組合員でない、離籍組合員といふのでござりますか、専従職員といふのでございましょうか、そういう方々によつて組合員の意思を代表してもらいますよりか、共済組合員の意思を代表してもらいますよりか、現に共済組合員たるの地位を持つておる方によつて共済組合員の意思を代表してもらつた方が、よりこの附帯決議の趣旨に合致するのではないかと、かように考えております。

○佐藤三吾君 大臣、県職の委員長というのははいまだ体離籍していますよ。県職の書記長は離籍をしていますよ。そうすると、この県職の委員長はいわゆる共済組合の組合員ですよ。共済組合の組合員であり、同時に労働組合の組合員であるけれども、そういう人たちから満場一致で選出されて、正規のルートで委員長になつておる。しかし、たまたまその人は離籍役員だと、その人が共済の運営の会議の中でも運営委員になれない、連合会にしてもらそうですよ。

いま自治労本部の場合、全国百二十万を代表すること全部やっています。ところが、丸山委員長と真柄書記長が役員になる、これはいま言うよううちに、この法律ができる前になつておつたからつておるのであって、今度出てきて、実際厚生担当の県職の出身の離籍役員が出てきてもなれない。本来委員長や書記長がそういうことをやらぬだつて、厚生担当の離籍役員がやらなきゃならぬけれども、いま鳥取県から出ておる厚生部長が離籍役員だからできないんです。こういう矛盾が生まれてきておるんですよ。

だからそれを、折半負担でつくつておる共済組

合なんだから、その共済組合の組合員が民主的合意手続で選んだ役員については、離籍役員であろうとも、たかうとこれは当然代表権を持つおるわけだから、その代表権を持つおる人を役員にするのが考えてもそうです。そこをきちっとしてくれれば、事務当局の原稿を読みとっているんじやない。大臣の常識的な判断が欲しいんですよ。だから、それはえらいことになるんですよ。なげら親切な意見は、丸山委員長や真柄書記長が何十年もおられた自治労の役員をやるわけじゃないんだ。それから離籍しておるから。そんなばかなこと言えども、離籍しておるから。そんなばかなことが出てきたら大変なことになります。その現状があるからこそわざわざ昨年の改正で経過措置を二年延長せざるを得なかつたんでしょうが。八年と二年をつづけておるから。そんなばかなことう。だから、そんなこそくなことをせずにきちんとしなさいと言つておるわけだ。どうですか。

○國務大臣(石破二朗君) 再三にわたりましての御指摘でござりますけれども、政府といいたしましては、法律の定めるところにより、また附帯決議においてお示しになつておりますとおりに措置いたしておりますつもりであります。現在のところ現状を変更するつもりは持っております。

○佐藤三吉君 大臣、あなた問題がまだまだ得られないでないと思ふんですが、たとえばおたくの藤田君、あれは離籍しておるわけだ。だからなれどいいんですよ。しかし彼はりっぱな県本部長ですよ。共済組合の職員が構成しておる県の本部長はどうしてなれないんですか。代表権行使できないのか。

だから、そういうことを考えてみると、これは大臣、どう考へても理屈に合わぬから政府としても経過措置をつくらざるを得なかつたんだ。しかし、経過措置をつくつていつても、そうそうそのままの役員がずっとこれから二十年も続くといふことは考えられぬわけだ。その時期が来ておるわ

けです。だから私は、やっぱりことは、まあ法律改正手続をとらなきやならぬから時間はかかると思いますけれども、そこら辺の矛盾は大臣が真摯にお聞きになつていただいて、そうしてこの問題は、やっぱりいまの経過措置だけじゃ済まされぬ問題だという認識に立つて、そうしてひとつ検討をしていただきて、そこら辺の組合員の正しい意見が代表を通じて反映できるような共済組合を——これは共済組合というのは永遠にあるわけだから、一時的なものじゃないんですから、そういうものを発展させる意味でもひとつ決意をしていただくと、こういうことについてあなたの見解を求めておるわけですから、そこら辺はひとつ大臣、実際に基づいて判断をしていただきたいと思う。

○國務大臣(石破一朗君) 佐藤委員御承知と思ひますけれども、本来経過措置を講じますのは、理屈の上はどうもおかしいけれども、その一時の変革期において実情に沿わない面があるから暫定的に便法として講じておりますのが、いわゆる暫定措置であろうと思うのであります。本法につきまして暫定期的に何年間かという特例措置を講じておりますのも、理屈の上はどうも共済組合員たる資格を持たない身分になつた人を役員にというのにおかしいけれども、まあ実際問題として、当分の間はやむを得ぬからというのがこの法律の暫定措置であろうと思うんです。したがいまして、その辺を十分御理解いただき、関係各方面においてそれがございませんので、——文部省來ておりま

すが、大変申しわけありませんけれども、また次に

問題がございますので、その点、三、四間に限つて質問して、後、続けたいと、こういうふうに思つております。

○佐藤三吾君 それが先般附帯決議をしました一つの趣旨でもあるんですが、大臣、やっぱりもう

経過措置も限度が来たと、私はそういう判断をしておるわけです。経過措置も限度が来ておる。そして、それぞの当時なつておつた役員が大体六十近くなつてきておるわけだ。そうしますと、どうしたってやっぱり組合でも交代します。そうすると、中央本部の役員はほとんど各共済とも全部離籍していますからね、中央本部を代表する役員は一切それとの共済連合会の役員になれないといふことになる。これは法の趣旨でもないと私は思つんですね。ですから、そこら辺はひとつ深刻にとらえていただいて、そして、中央、地方の問題を含めましてこの問題に對して大臣が決断をもつてひとつ判断をしていただくということをぜひ私は要求しておきたいと思うんです。

大臣、実際問題この問題は初めてだから余り詳

しくはのみ込めぬ点があると思いますけれども、

しかし、こういった問題がひつかつておるのは

公務員関係だけですね。これもやっぱりさつきの

あれと同じように問題があるんですね。ですか

ら、都合のいいところは公的年金で厚生年金と合

わしていかなきやならぬと言ながら、都合の悪

いところでは公務員の特殊性と、こういうよう

な方をされたんでは民主的な運営についても責

任が持てなくなる、そういう性格のものだから、

その点ひとつ大臣に強く私からお願ひしておき

いたいと思います。

文部省も質問しようと思つていただけれども時間が

ございませんので、——文部省來ておりま

すが、大変申しわけありませんけれども、また次に

問題がございますので、その点、三、四間に限つて質問して、後、続けたいと、こういうふうに思つております。

○和泉照雄君 私は、大臣が不在中に本法の改正についての細かい問題点については質疑を終わつたわけですが、統いて大臣にお尋ねをす

るわけでございますけれども、ここで冒頭重大な

たたつて共済組合員の意見が正確に反映できます

ように努力いたしたいと思います。

○佐藤三吾君 それが先般附帯決議をしました一

で、「地方財政にも大幅圧縮要請 大蔵省方針 単独事業抑制を、上乗せ福祉の見直しも」、こ

ういうようなショッキングな報道があつたわけ

でございます。大蔵省は、この新聞記事によります

と、財政再建のために、地方自治体の福祉あるいは建設等の単独事業を、「財政赤字下では一種の

ぜいたく」という認識のもとに縮減をする方針の

ようでございますが、自治大臣としては相談をお受けになつたのか、また、これに対する見解をど

のようにお持ちか、お聞かせ願いたいと、このよ

うに思います。

○國務大臣(石破一朗君) 来年度の予算編成に當たりまして、地方財政の問題等につきまして具体的な御相談、財政当局から何ら受けではおりませ

ん。

なお、具体的にお示しになりました、地方単独公共事業あるいは地方単独の社会保障事業につい

てでありますけれども、一概にどれをどうと申し上げるにはまいりませんが、国庫補助を伴う

ものと地方単独のものとにそろ大きな差が、重要な

度の差があるものとは考えておりません。具体的

に、個々について地方自治体が自主的に御判断に

なるべき問題と想いますし、政府といたしまし

ては、できるだけ地方自治体の長が、——できるだけござりますよ、自主的な判断によつて地域

に適合した事業ができるよう最善の努力を払い

たいと考えております。

○和泉照雄君 この新聞によりますと、大臣もお読みになつておると思いますが、都道府県など地

方自治体に対しても大蔵省の方針としては大幅な

圧縮を要請する方針を決めたと。具体的には、一

つ、地方自治体が独自に実施している医療無料化

の対象範囲の拡大、所得制限など上乗せ福祉政策の見直し。二つ目が、地方道路、施設建設など地

方単独事業の抑制を強く求めていると。こういう

ふうな具体的なことまで載せておるわけでござ

ますが、大体、地方自治体の行う福祉、建設の单

独事業というのは、国民の血税で賄うわけでござ

りますから、厳正な論議の上で実行されることは

あろうと考えております。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後でありますけれども、年度当初に見込んだよりかむしろ税収が減るというような現象も起つてゐる。特に、昭和五十年度以降は、国、

地方財政両方とも相当の財源不足を生じておるの

が今日の日本経済の実態であります。国の経済に

おきまして、昭和五十六年度予算の編成につきましては、ずいぶん思い切った措置をとらざるを

得ないだろうと思ひまするが、地方財政におきま

して、やつぱり相当の覚悟をもつて臨む必要があ

ります。

ただ、先ほどお答え申し上げましたのは、地方

自治体の長たるもののが自主的判断によつて行う建

設の見直しも、いわゆる石油ショック以来、

昭和四十八年以後

設事業、あるいは社会保障事業をもつて一概に無益なものであるときめつけるというような気持ちが大蔵省にあるとしますならば、それは実情に沿わないものであると、かように申し上げておきたいと思います。

○和泉照雄君 いま大臣の御答弁がありましたところから、私たちに言わせれば、国がちゃんと姿勢を正しておいて地方の自治体にもそういうことを要求するんだつたら納得がある程度できると思うんです。行政改革の問題がそう、不公平税制の見直しもそうです。そういうことをやらないで、税源の配分の問題等、あるいは交付税率の引き上げ等のこともやらないで、一律に、ただ財布のものを縮めておるということを憤慨すると、いうのは——今度大臣がかわってから特にその傾向が強いよな感じがするわけでございますが、こういうような行き方は非常に片手落ちじゃないかと、あわせて、いま地方の時代ということを言われておる。そういうことも逆行する。また、厳しく言うと憲法違反にもなるのじゃないかと、私はこのようにまで思うわけです。憲法の条項の「地方自治の本旨に基いて」という、その本旨に基づいて単独事業をやっておることに、ただ財布のひもを縮めておるということの強権で圧縮をするということはよろしくないんじゃないかと思うんですが、大臣の見解をお伺いして、この問題は終わりたいと思います。

○國務大臣(石破一朗君) 地方自治に関しまする憲法の規定におきましては、何をもつて地方自治というかということは、はつきり明示されてはおりません。御承知のとおりであります。したがいまして、憲法違反云々の御意見には必ずしも賛同いたしかねますけれども、要しますに、地方自治体が自分の地方自治体にはこういう仕事が一番いいと御判断になるようなものが、できる限り自由裁量によって実行可能なよう、自治省としてはできるだけの努力を払つてしまいりたいと思いま

す。

なお、地方自治体のために、あえて申しますけれども、和泉委員、先ほど来、地方自治体のためいろいろ御配慮になつての御質問、心から地方自治体を代表しまして感謝を申し上げます。

○和泉照雄君 では、本論に戻りまして、次は、本法の改正に関する問題で質問をいたします。

國鉄の年金財政がパンク寸前の状態にあるということで、本年五月に、「國鉄共済組合年金財政安定化のための研究会」が報告書を出しております。國鉄共済特有の事情が原因しているわけですが、国鐵の年金財政がパンク寸前の状態にあることと、当然、自治省の方でも事情は把握しております。

本法の考え方についてははどのように把握をしておられると思いませんけれども、その報告書の基本的な考え方について是正をする方策としては三つ考えられます。

○政府委員(宮尾鑑君) 國鉄共済組合が非常に財政的にいま大変な状況になつておるということにつきましては、私どもいろいろなデータ等を見ながら承知をしておるわけですが、これは本年の五月に、「國鉄共済組合年金財政安定化のための研究会」というのがございまして、ここで、國鉄共済の内部の事情といふものについていろいろ細かい報告を出しておられます。私どもそういったものの読みながら承知をしておるわけでございます。

そこで言つておりますのは、國鉄 자체、財政問題に關して二つの面がありまして、一つはわが國

人口の高齢化現象、インフレーションの慢性化など、わが公的年金制度に共通する問題点を抱えておる。それから第二は、國鉄の共済組合年金制度が特異な成熟化過程を経て今日に至つて、他の

職年齢が低くて年金受給期間が非常に長い、こういうような基本的な問題を抱えておる。さらに、今後の成熟化の見通しとしては、昭和五十年代後半から昭和六十年代前半にかけて成熟化は急速に進展をして、その後も長期間にわたつて一二〇%

程度の成熟化の状況にいくのではないか。したがつて、財政的にも非常に大変な状況になつていく。たとえば昭和六十年度には、仮に賦課方式によつて保険料率を算出しても、現行の財源率の三分之一程度のものになると、こういうことを言つております。

そこで、そういう危機的な國鉄共済組合の財政問題については是正をする方策としては三つ考えられます。この報告書の中では言つております。一つは、事業主の負担による補てんであります。これは國鉄財政の現状等から見て非常に現実的に困難である。それから第二の方策としては、國の財政負担による補てんという方法が考えられるが、これも國庫負担のあり方等から見て、直ちに結論を急ぐことは無理がある。それから第三の方法としては、成立基盤を共有する共済組合年金制度を財源的に一元化して、その加入者の連帯に基づく共同の負担による補てんをする、こういう方法が考えられるということを言つております。

この第三の方法が最も妥当であり、現実的であると、こういうふうにこの報告書では述べております。

○政府委員(宮尾鑑君) 幾つかの組合に分かれていますので、それぞれ計算単位ごとに若干差はあるわけでございますが、トータルとして五十三

年度末で見てみると、収支状況は、収入が一兆六千億、支出が八千億という状況で、収支差額が單年度では八千億ほど出でる。それから、積立金が現在五兆六千億という状況になつております。それから、現在の長期給付の財源率が、若干幅がありますが、千分の百二十一から百二十六まで、平均で申し上げますと千分の百二十五・五と、こういう状況になつておるわけでございます。

それから、これらの地方共済全体を通ずる将来の予測でございますが、これはなかなかむずかしい予測になるわけでございますけれども、一応前提を立てて計算をしてみますと、その前提と申し上げますのは、一つは、組合員数をどの程度見込むかということが非常にむずかしいわけでござりますので、一定とする。それから給与のベースア

そこで言つておりますのは、國鉄 자체、財政問題に關して二つの面がありまして、一つはわが國の高齢化現象、インフレーションの慢性化など、わが公的年金制度に共通する問題点を抱えておる。それから第二は、國鉄の共済組合年金制度が特異な成熟化過程を経て今日に至つて、他の

制度に類を見ないような高い成熟化の段階になつておると、こういうことを基本的に述べまして、國鉄の状況等を把握をしておるわけでございます。

○和泉照雄君 この報告書は、御承知のとおり、

専売、電電、國鉄、こういうような公企体の共済組合や、あるいは國家公務員共済を統合一元化すべきであるという意見のようあります。保険集團を拡大して、社会保険としての事故発生の危険性を分散させていくという考え方が基本のよう

公務員等共済組合は一体幾つの共済組合から分立しておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(宮尾鑑君) 地方公務員共済組合でございますが、五十五年四月現在で地方公務員共済組合の組合数は、地方職員、公立学校、警察、東京都職員共済組合三十、合計九十一の組合でござりますが、年金財政という計算単位の問題として、市町村職員共済組合とか都市職員共済組合が十、市町村職員共済組合が四十七、それから

いりますから、お聞かせ願いたいと思います。

そこでお聞きしますが、自治省の主管する地方

ツブとかあるいは年金の改定率を毎年5%ずつ見込む。そして、大体二十年間くらいの期間でどうかと。こういう粗い推計をしてみますと、現在の財源率を想え置いた場合には単年度収支がマイナスとなるのが昭和六十九年ころというふうに見込られます。それから、積立金がなくなるのはおおむね昭和七十八年ころではないか。それから、もう一つの計算といたしましては、財源率を引き上げるということで五十九年度に千分の二十、それから六十四年に千分の二十五、六十九年に千分の三十、それから七十四年に千分の三十五と、こういうふうに引き上げるというふうに仮定をした場合、これは国家公務員共済組合でもこういうような試算をしておりますので、そういうやり方をしてみますと、單年度収支がマイナスになるのが昭和七十七年、そして以後は積立金をどんどん食べていくと、こういうような状況が見込まれます。非常に粗い推計でありますので確たる見通しであるかどうかは問題がありますけれども、傾向としてはそういうことになるというふうに思っておなりまして、将来の財源率の大幅な引き上げ等で対処していくかないと年金財政がやはり相当苦しい状況になるということは申し上げられると思います。

それから、警察共済の関係でございますが、退職年金受給者の成熟度は昭和五十三年度末で一九・九といふ状況になつておりまして、地方公務員共済組合全体の成熟度が一五・五ですからおおむね四%程度高い。他の共済組合に比べて成熟度が最も高いという状況にあるわけでございます。**○和泉照雄君** 先ほど申し上げたとおり、国鉄の報告書の場合は、パンク寸前になつてからあの蘿告書を出したという事であらゆるところからいろいろと批判をされているのも事実のようであります。

そこで、地方公務員共済は、いま申されたとおりまだ財政的に若干やどりがあるような感じがするんですが、ここで先ほどの国鉄の報告に出たと、國鐵の「一元化、統合化」というようなことをいまから早く

○政府委員(宮尾整君) 地方共済を一元化する、統合すると、こういうことについてでございますが、確かに先ほどは全体的な姿で申し上げましたが、個別に見ますと、非常に組合員数が少なくて財政基盤が脆弱であるという組合もあるわけでございます。そういう意味で、現在特にそういう状況にありますのは市町村なり都市の職員共済組合であります。こういうところにつきましては連合会組織というものをつくりまして、連合会に年金給付の資金の一定期額、三ヵ月相当額でございますが、これを連合会にアーチして、長期給付の積立金といふものを設けて、個別の組合が非常に財政収支が悪化した場合にはそういうところに対して積立金を交付をすると、こういうような仕組みをとつて財政基盤が弱いところに対する対応措置を講じておるわけでございます。

確かに、先ほどのような共済年金財政の将来といふものを考えた場合に、さらにもつと強力な統合なり一元化ということをすべきではないかというような議論があるわけでございまして、その方向についていろいろ検討しなければなりませんが、他面、個々の組合についてはまだこれまでいろいろな経緯等もありまして、単純に統合一元化というのがなかなかかいられない面も片方ではあるわけですから、いずれにしても将来の年金財政、各組合大変でございますので、そういう御指摘のような問題については十分検討をいたしまして、そういう方向を打ち出すならば、早い時期にそういう問題をとりかかっていくということを考えなくてはいけない必要があるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○和泉照雄君 共済年金制度基本問題研究会というのがたしか六月十三日に発足をして会合を持ったようですが、今まで発足から五ヵ月を経過しておるわけでございますが、二年ぐら

○政府委員(宮尾盛君)　この共済年金制度基本問題研究会の検討経過でございますが、ここで検討する事項としましては、一つは職域年金制度としての共済年金のあり方をどうするかというものが第一点、それから第二は他の公的年金制度との整合性及び調整、それから第三は年金財政問題その他ということが検討課題になつております。六月に発足をしまして、現在まで五回会合を開いて研究を行つております。第一回目は、共済年金制度の沿革等について勉強をしております。それから第二回目は、国家公務員等の退職手当制度の改正経緯とかあるいは公共企業体職員共済組合の組合法の制定経緯等について研究をし、さらに各制度別の年金給付及び財政状況の推移について概略の説明を受け研究をしております。それから第三回目は、主要国の大公務員年金制度について検討をいたし、さらにつき後後の検討項目とか検討の方について議論をいたしております。それから第四回目は、共済年金の性格とか特色についていろいろな意見交換等をいたしております。それから第五回目は、共済年金の性格、特色についてさらにつきめた意見交換を行う。こういうようことで、第五回目を去る十一月十一日に行つております。

今後さらに、先ほど申し上げましたような検討項目に従いまして研究を重ねていく予定でございます。

○和泉照雄君　私たち公明党では、いよいよ迫つてきます高齢化社会に対して、豊かで安定した老後の確保するために、福祉トータルプランといふものの中で、国民基本年金構想というものを発表をいたしております。また、社会保障制度審議会でも基本年金制度を創設するという建議が出されていることは御承知のとおりでございますが、この私たちの国民基本年金制度というのは、公的年金制度を抜本的に改革をしようとする、そして、基本

既存の年金が所得比例年金として付加されるという、いわゆる二階建て制度でございますが、こういう制度を考えたるわけでございますが、自治省は、先ほどの国鉄の例から、あるいはおたくの主官しておられる共済年金のいろんな問題等から、こういうふうな抜本的な構想を発表しておるわけでございますが、これに対する御見解を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(宮尾鑑君) 先ほど御答弁申し上げました研究会は、そういうところまで踏み込まないで、とりあえず共済年金制度の問題点等を基本的に研究をしていくことと、そういう研究をしておるわけでございますが、基本的には、いま御質問ありましたように、厚生年金等の他の公的年金制度も含めて、今後の高齢化社会の中で老齢退職者等の所得保障というものをどういうふうにしていく必要があるのかという基本的な検討をする必要があるわけでございます。

そういうことについては、いまも御質問の中にありましたように、各方面からいろいろな提案等もなされておりますし、それを専門的に検討する社会保障制度審議会等でもいろいろな議論がなされておるわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては、この共済年金制度も公的年金制度の一環でございますから、そういう広い立場からの基本的な問題を今後も十分研究をしていただきまして、その中で共済年金制度といふものをどういうふうに位置づけていくか、こういうことについて十分関心を払い、われわれ自身としてもいろいろな勉強をしていかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○和泉照雄君 大臣にお尋ねしますが、いま御答弁がございましたけれども、行政レベルでは抜本的な改革というのはなかなかむずかしいんじやないか。しかし、高齢化社会といふのはもう目前に迫ってきつつあるわけでございますから、もう年金が当てにならないとか、あるいは後代の人たちの負担が多いというようなことを解消して、

やつぱり豊かな安定した生活が送れるよう年金を抜本改正するためには、政治的なレベルで、行政レベルじゃもうらちがあきませんので、政治的なレベルでこれは解決する以外ないと思いますが、大臣の見解をお聞かせ願いたいと思います。

ますので、あんまり詳しい御答弁は差し控えますけれども、御指摘の、高齢化社会を迎えてこれから日本の最大の問題になるんだろうと考えております。とにかく、荒っぽい言い方ですけれども、わずかな若い働き手で大勢の年寄りを養わねばならぬ、これが高齢化社会というものだろうと思ふんです。これ、大変結構なことなんですかれども、長生きするということは。しかし一方では大変な問題がある。

そこで、これを解決する方法でありますけれども、やっぱり健康で長生きするようになつたのでありますから、できるだけ長くお互いに働きがざるを得ないと想います。ただ、と申しましてもエネルギーの制約というやつがありますし、また、あんまり日本人が働き過ぎると国際摩擦という問題も起ります。おのずから限度がある。それじゃ、やっとと西欧並みに追いつきました厚生年金のこときものの水準を下げるか、これもできる問題じゃないと想うんです。困った問題でありますけれども、やっぱりこれから御指摘のとおり根本的な、解決をせにやいかぬと思ひますけれども、やっぱり病気その他のによる短期の給付、これを何とかして減らさなきやいかぬ。要するに健康を増進するように本気で考えにやいかねだらうと思います、一つは。

それからまた、いいことじやありませんし、こういうことがあってはいけませんけれども、貨幣価値が年々下がっていきます、年々。この貨幣価値が下落する危険性に対応できるような年金の資本運営をどうしてうまくことやっていくかというような問題もあるうと思います。なるべく受給年齢をおくらして何とか支給額を減らすように、やむを得ぬ、努力する。それからまた、短期の給

付と申しますが、医療給付等をなるべく少なくして済ます、さらに、年金財政をインフレに対応でき るような強い体質の経営に切りかえるというよ うなことも必要でありましょうし、さらに、私、公 明党さんの御提案、詳しい内容を拝見しておりま せんけれども、あらゆる者が知恵を出し合いまし て、お互いのためでござりますから、最大の問題 として取り組むべきであろうと、かように考えて おります。

○佐藤昭夫君 まず最初に、遺族年金の給付改善の問題についてお尋ねをいたしたいと思いますが、先ほど来、社会党の佐藤委員の御質問に対し、いわゆる寡婦加算問題、これについて、厚生年金でああいう形で改善をされたそのことにもかんがみて、共済年金制度の改善について、実施の週及も含めて、通常国会までに成案が得られるよう観意検討をやつしていくという答弁をなさつたと思いますが、ちょっと議論の前提としてこれを再確認したいと思いますが、それでいいですね。

類の引き上げが行われたわけでございます。その点、共済年金についてはまだ措置済みでありますんで、これをどうするかというのを今後検討していかなければならない。ですから、厚生年金の支給時期までさかのぼるかどうかとも合めて関係省庁で十分検討をし、できるだけ早く成案を得たいというふうに努力をしてまいりたいと思います。それが通常国会に間に合うような形で成案が得られるならばそういう形で通常国会に御提

○佐藤昭夫君 これから自治省当局がいろいろ検査をなさるその際の角度として、いわゆる厚生年金の後追いというそういう角度ではなくて、共済年金について独自の改善をいろいろやるべき問題はないかという総合的な検討をいろいろしていただく必要があるだろうと思うんです。わが党としても再々指摘をしてまいりましたし、現に昭和五十三年五月二十五日の当委員会、ちょうど同じよ

うな共済年金法案を審議されておられた委員会でありますけれども、その附帯決議で、遺族年金の支給率の七〇%への引き上げを図ることという項目が附帯決議でも確認をされてきておるわけでありますし、最近の国民世論としては七〇%でも低い、八〇%くらいに持つていいってくれという国民的要望が強まっている問題だと思いますけれども、この課題も含めて、これから当局の検討の中に含めて努力をしてもらいたい。国会決議もあると

○政府委員(宮尾鑑君) 遺族年金の給付水準を七〇%まで引き上げるべきであるという附帯決議をいただいておるわけでございますが、共済年金における遺族年金の水準をどうするかといたしましては、これは地方公務員共済組合だけの問題ではありますんで、各共済を通ずる問題でございます。したがいまして、地共済だけでもということについては、これは私は制度の均衡という面からむずかしいし、できない。ただ共済年金全体として、あるいは他の公的年金との関係において遺族年金

の給付水準をできるだけ引き上げる方向で努力をすると、こういうことについては、今後ともやつてまいりたいといふふうに思つておるわけでござります。ただ、この給付水準を一律に引き上げることがいいかどうかということについては、たゞたび当委員会でも御論議を交わしておりますように、いろいろ検討をすべき問題があるわけでござります。そのまま引き上げるということになれば相当他の所得がある人についても同じようにながるというようなことで、かえって老後の保障とい

う点から見たら問題があるではないかという議論もあるわけでございます。
そこで、私どもとしては、これまでの方向としては寡婦加算の引き上げというようなこと等を通じまして、特に遺族の中でも……
○佐藤昭夫君　いや、もういいです。

てまいりておるわけでござります。
○佐藤昭夫君 他の共済諸制度との関連があるといふことは重々知りつつ、あえて、かつての五十三年の委員会で附帯決議もされておるということの引用をして私尋ねておるわけでありますから、あなたの答弁の後段で言われておるような、一律パーセント引き上げについてはいろいろ他の異なった意見もござりますという答弁というのは要らぬことです。自治省當局としては、地行委員会

で採択をされた附帯決議に沿って、他の関連もあらんんだつたら他の関連も含めてその実現のためにどう努力をやるかというのが進むべき方向じやありませんか。大臣、佐藤さんも言われていましたけれども——私も佐藤ですけれども、ちょっとどうも事務局の答弁というのは、国会決議も勝手に解釈をするそういう答弁をこの委員会でやるという、そういう態度というのはよくないと思います。ぜひとも大臣、附帯決議もされておるという問題だということで、これから当局として、自治省として検討をしていく課題の中にこの給付率の引き上げ問題もしっかりと位置づけて検討をやると

いうことでせひお願ひしたいと思うので、大臣の答弁を聞いておきたい。
○國務大臣(石破二朗君) 一般論でありますけれども、附帯決議は尊重しなきやなりませんが、政府としてどうしても実行できないというのもなきにしもあらずだと思います。その際には、正確に、これこれこれこれの理由で、せつかくの附帯決議ではありますけれども、御意に沿うことはできませんとお断りすべきものであろうと思います。
ただいまの御指摘の具体的な問題についてであ

○佐藤昭夫君 それでは次に、扶養認定問題について、これも他の委員から若干触れられてはおりましたけれども、私もお尋ねをいたしたいと思います。

ともかくその基準が、昭和四十九年度以来七十

万円に据え置かれたままになつてゐるということです。これも同様に、いま引用をいたしました昭和五十三年の五月の当委員会における附帯決議の項目の中の一つとして、この扶養認定基準の改善引き上げについて附帯決議を行つておるわけですが、当局としては、この附帯決議に基づいてその後どういう具体的な検討を行つてきているのか、まず御説明願いたい。

○政府委員(宮尾盛君) 被扶養者の認定につきましては、被扶養者の所得の額の問題でございますが、これは給与法あるいは所得税法におきます扶養親族の取り扱い等を参考をいたしまして、七十万というところでその取り扱いを定めておるわけでございます。これは四十九年から据え置かれているといふ事情がありまして、これを引き上げるべきではないかという御議論があるわけでございますが、これにつきましては、給与法なり所得税法の取り扱いというものとの関連もありますので、そういう方面での引き上げが今後どういうふうに行われるかというようなことも関係省庁とも連絡をとりながら検討してまいておりますが、給与法あるいは所得税法の取り扱いはまだ決まつておらないという現状でございます。

○佐藤昭夫君 いずれにしましてもこの問題は、

言うまでもないと思いますけれども、年金は物価

スライドで少しづつ額がアップしていく。まあ改

善がなされていく。片や大蔵省の方は、税調の答

申でもうたわれておるわけですから、今後三

年間はいわゆる減税はやらないという形での増税

が行われる、実質増税が。ということを考えてみ

た場合に、このまま七十万円で据え置くといふこ

とに至った場合には、重大な問題が出てくるとい

うことは明瞭だと思うんです。五十三年度の時期

に当時の加藤自治大臣は、当委員会で、七十万円

といふのは引き上がるんじやありませんかといふ

ような、関係者に期待を持たせるような発言も、

か。

○國務大臣(石破二朗君) せつかくの佐藤委員の

御指摘ありますから努力しなきやなりません

し、努力はするつもりでありますけれども、御承

當時大臣はなさつておるわけですね。そういう点で、これも同様に、いま引用をいたしました昭和五十三年の五月の当委員会における附帯決議の項目の中の一つとして、この扶養認定基準の改善引き上げについて附帯決議を行つておるわけですが、それとも、当局としては、この附帯決議に基づいてその後どういう具体的な検討を行つてきているのか、まず御説明願いたい。

○政府委員(宮尾盛君) 被扶養者の認定につきましては、被扶養者の所得の額の問題でございますが、これは給与法あるいは所得税法におきます扶

養親族の取り扱い等を参考をいたしまして、七十

万といふことでその取り扱いを定めておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 先ほど申し上げましたよ

うに、給与法とか所得税法との関連といふもののも考慮しながらこの取り扱いを決めたわけでもございまして、地共済だけが独自でそういうものと違つた取り扱いをするということについては、いろいろな議論というものがかえつて出てまいる

といふふうに考えております。まあ四十九年から

四十九年度の改正で、共済年金についても厚生

年金に準じていわゆる通年ルール方式、これが導

入をされたわけありますけれども、これを導入

した根拠、そして現在年金受給者でこの通年

ルール適用者はどれくらいの人数があるのか、ま

ずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(宮尾盛君) 通年ルールというものを導入をいたしましたのは、共済年金制度は、沿革から言いまして恩給制度といふものに準じまして

制度づくりというものをやつてしまつておるわけ

でございますが、今後とも適切な措置が講ぜられる

ように努力はしてまいりたいと思っておるわけ

でございます。

○佐藤昭夫君 大臣、この扶養認定の額をどう設

定するかといふ問題は、これは自治大臣の権限で

決められる問題です。ですから、ぜひとも大臣決

断をして、まず自治省がイニシアチブを発揮して、

この問題についてのひとつ前進を図る。さつき言

ふうに努力はしてまいりたいと思っておるわけ

でございます。

○政府委員(宮尾盛君) 通年方式で算定をしまし

た退職年金につきましては、給料年額の百分の七

十で頭打ちをすると、そういう制度になつてお

りますのは、恩給法につきまして在職年数が四十年

を超える場合には四十年として計算をすると、こ

ういうことにしておりますことから、共済組合の

組合員期間につきましても同様に四十年で頭打ち

をさせるということにしておりまして、これが支

給率が百分の七十ということになるわけでござい

ます。

そこで、いわゆる通年方式におきます、低額年

金者に対する特例保障措置としての機能を持つ

ております通年方式でございますが、これにつき

ましてこういう最高限度額、いわゆる頭打ちを廃

止します。

なお、通年ルールの適用者は、受給者総数の大

体五割余がこの通年ルールの適用を受けておりま

す。

止するということにつきましては、まあ従来からおもにそういう仕組みで来ておりました算定方式との均衡の問題もありますとともに、そういうことを実施することについては恩給法とかあるいはその他他の旧年金制度の適用を受けた者との均衡等も考慮しなければならない問題でございまして、公務員の年金制度すべてにいろいろな影響が出てくる基本的な問題になるわけでございます。したがいまして、この点について頭打ちを直ちに廢止をするということについては、なかなかこれはむずかしい問題であるというふうに考えております。

○佐藤昭夫君　どうもこの問題についても、他と

の関連というのを理由にして改善の方向を決るといふ答弁になつてはいますけれども、本来通年ルール方式といふのは、言うならば給料も安く勤務年数も短いことのため、厚生年金と比べても年金額が低い人たちをどう救うかという、こういった角度からこの通年ルールといふものが導入をされてきたといふべきがあるわけです。そして、通年ルールと基本ルールと二つ並べて、有利な方を選択をしてとりなさいと。ところが、この片一方については——片一方といふか、そういう有利な方をとりなさいとこう言いながら、基本ルール方式の基本になつていてる百分の七十といふのを通年ルール方式についても網をかぶせるといふ形で、本来低い人をどう救うかということで導入をされたこの方式が、そういう頭打ちで抑えられるということになつてゐるといふのは、制度自身としても非常に不合理な話だと思うんですよ。だから、そういう点で、全面的解決が一氣にはいかぬということであれば、特に給与の低い人にについての百分の七十の頭打ち、これをひとつ見直すという、最低この点を直ちに実施する方向に向けての鋭意検討をやつてもらいたいというふうに強く主張をするんですが、どうですか。

○政府委員(宮尾謹君) 年金額が低い人たちに对するその保障機能として確かに通年ルールといふのはあるわけでございますが、いわゆる本則のルール、一般のルールと通年方式といふものとで

○佐藤昭夫君　どうもあなたと問答していると、もういまの制度は変えられない、もうすべてを変えられないというかのごとき、いろいろの歴史的事情がございまして、という話になつてくるわけですけれどもね。そういう考え方でいつたら、前段で幾つか鋭意検討努力を確認をされているんだけれども、そういう問題も解決が進むはずがないと思うんですね。制度というものは絶えず見直しをやつていく、それが制度であるわけだし、繰り返し言つていますけれども、厚生年金と比べても年金額の低い人たちをどう救うかというこの精神で通年ルトルというものは生まれてきた。これが、その精神が全うされていかない頭打ち制度というもののが今日大きな矛盾になつてきてる。

だからそういう点で、こういう人たちがいま全國的にどれくらいの数あるものか。さつき私、年金者連盟で、その数字をちょっと御紹介したわけですがれども、一通まずどういう実情にあるかということを当局としてもよく把握の調査をしてもらいたい。そういう上で、私の主張としては、その中でもとりわけ給与の低い層については何とか特別措置ということを、そういう特別の見直

○佐藤昭夫君 時間が参りましたので、終わります。

○伊藤郁男君 最初に、大蔵省にお伺いをしておきたいと思います。

これは、先ほどの公明党の和泉さんも指摘された年金の課税の問題でございまして、これはもうきわめて重要な問題だと思いますし、やがて論議の対象になってくるだろうと私は想定をしているわけで、したがいまして、確認をしておきたいと思います。十一月七日に答申をされました税制調査会の中期答申、これを大蔵省はもちろん尊重をして、これに基づいて税制の見直しを検討をするところ、こう思いますが、そういうように理解してよろしくうございますか。

○説明員(内海孚君) おっしゃるとおりでございます。

○伊藤郁男君 そこで、この答申の中では、個別税目等についての検討の項目の一つの柱といたしましてこういうことが言われているわけですね。公的老人年金に対する課税のあり方は重要な検討課題であり、今後主要諸外国の例を参考にしながら検討を進めていく必要がある、こういうように述べているわけでございます。そこで、この意味について大蔵省はどのように受けとめておられる

あり方につきましては、単に年金を受け取るときの過程だけではございませんで、公的年金のいわば原資の一部をなします掛金の段階で課税上どのように取り扱われているかということと相関連しまして検討する必要があるわけございます。

伊藤委員よく御存じのとおり、わが国におきましては、まず社会保険料控除の段階で所得控除が行われます。課税対象とならないわけでござります。さらに、今度年金をもらう段階におきましては、第一に給与所得控除の適用がございます。給与所得控除というのは、申し上げるまでもなく、勤務に伴う必要経費を概算的に控除するというのを取り扱いを現在しております。さらに、六十五歳を超えて、かつ所得が一千万以下の方については、十七八万円の老齢者年金控除がある。そのために、公的年金だけを受給しておられるような方については、恐らく課税ということは起ららないと思います。したがって、わが国におきましては、掛け金の段階でもそのような優遇が行われ、さらに給付を受ける段階でも非常に優遇されているというところでございます。

実際こののような課税のあり方につきましては、先ほど老齢化社会の話も出ておりますぐれども、現在厚生年金を例にとりますと、十二・四人の加入者が一人の老人を支えるというような時代でござります。

有利な方をとる、その比較の場合の前提となる約束ごとにいたしまして、どちらも四十年を超える場合には四十年で頭打ちして、最高限度支給率は百分の七十と、こういうものを繰り込んで、こちらが高いか通常ルールが高いか、高い方を支給すると、こういういう保障機能を持たせておるわけでござります。ですから百分の七十で頭打ちをすると、いうことがいかぬという御議論になるのだろうと思うのでございますが、これは百分の七十というのは、恩給におきましても、あるいは地共済だけでなく他の共済制度でも、最高限度は四十年で

し、百分の七十についての見直しを考えるべきじゃないかというふうに重ねて主張をするんですけれども、大臣どうでしようか。

か。たとえば、わが国の年金制度が、根を張つて
きたとはいえその成熟度がまだ歐州諸国と比べ
非常に水準が低い。したがつて、年金全般に対する
課税については課税すべきだという意見もある
けれども、当面はこれをやらない、こういう方向
で検討をしたいという意味に受け取つておられる
のか、あるいは、今日財政が非常に厳しい状況に
ありますので、遺族年金も含めて課税に踏み切る
ために検討をしていくんだという意味にとられて
いるのか、どちらなのか、お答えをいただきたい
い。

ざいますけれども、たとえば昭和八十五年になり

かというように理解をしているわけです。

たが、高齢化社会を迎えるのだからといふこと、前景としての御意見でありますけれども、これ

だ。あるいはまた、私も先ほど指摘をいたしましたが、たけれども、年金受給者の上下の差が非常に激し

〔委員長退席、理事金井元彦君着席〕

す。いまもお詫びをいたしましたが、たゞそれではイギリスでは掛け金の所得控除を認めていない、掛け金で付しても税金がかかる、こういうわけです。

金に充てしむる積立金がかかる。あるいは老齢遺族年金も課税扱いである。あるいは、高齢者に対する所得控除の上乗せもない。

い、こういうような実態にあるわけです。高齢化がますます進んでいる国、先進国ですね、これで

やつぱり年金課税が非常にきつくなっているとい
うのが現状ではないか、こういうように思うんで

すね。だから、わが国も急速に老龄化に入っています。大変なことになる、だからこれにも課税をすべきだ。

るんだと、こういうのが税謫の腹であり、大蔵省当局のこれから的基本的な検討の課題だと、こういうふうの理解をせざるを得ないつけです。

うようは私を理解をせざるを得ないけれど、そこで、高齢化対策がまだわが国では不十分な二の現状の中で、この問題はきわめて重要な問題である。

だと思いますけれども、大臣はどのようにお考ぎでしようか。

○国務大臣(石破二朗君) きわめて重要な問題と心得ております。

○伊藤都男君 そういうお答えですけれども、まだ重要だと考へてゐるというだけでは困るわけ

ございまして、この問題について、まさに高齢者の生活そのものを考えていくときに、こういうう

とはやつぱり避けていかなければならないのです。いかにうまい構えを持つべきではないか、こういう基本的な構えを持つべきではないか、二つとも見つけ出しますが、

いかというよりは私は思ひれりであります
う一度大臣お答えをいただきたい。

所得であることは争えない事実でありますから、これで課税されるということはこれはやむを得

問題であります。ただ、これは所得には違ひなんですが、社会保障的な意味合いも持つ

おりまし、そういう意味でこれに対する課税慎重にやっていかなければならないと考えております。

金財政の将来見通しについては、仮に組合員の数を一定とし、あるいは年金改定率を毎年5%程度と見て、七十五年度には成熟度が四七%になる。掛け金は給料の一〇%程度に上がってくるだろう。そして、単年度収支がマイナスになるのは六十七、八年ごろではないか。積立金が全くなるのは七十八年度ぐらいになるのではないか。要するに十二年後にマイナス、二十年後には積立金ゼロになるというのですね。早晚この共済組合制度も破産することになるんだと、こういう見通しが述べられているわけなんですね。

しかも、和泉さんがこれも御指摘をされましたように、国鉄共済年金についてはすでに六十年代には成熟度が一四%になる。もうすでにこれは破産しているわけです。現実に。だから、このままでいくとすればどういう方向があるかということがありますと、組合員の掛け金をどんどんどんどんふやしていくか、あるいは支給開始年齢を、今まで六十歳にしましたけれども、これを六十五歳に引き上げるとか、あるいは国庫負担率を引き上げていくか、この三つの方法しか私はないと想うわけですね。だから、これらの問題についてかなりいろいろな方面でいろいろの角度で検討はされておるとは思いますけれども、一体自治省の基本的な考え方、これはほとんどもうやがてパンクするぞという、このような見通しの中でどのような方向でこの年金制度を考えていこうとしておられるのか、基本的な考え方聞いておきたいと思います。——大臣にひとつ。

○政府委員(官尾盛君) 非常に各公的年金制度を通ずる重要な一つの問題であります。この問題につきましては、専門的に検討をいたしております、たとえば社会保障制度審議会等でもいろいろな議論を重ねておるわけでございますが、将来の共済年金制度を含めた全体の公的年金制度をどういうふうに考えていくか、この抱えておる問題に対するそのときにおける対処の仕方といふものをどういうふうにしていくのか、これは慎重に一生懸命議論をしておりますけれども、た

だいまだ模索段階であります。いろいろな考え方というものが提案をされておりませんけれども、そつていてこういった方向がいいという状況と見て、七十五年度には成熟度が四七%になる。そこで、私どもといたしましては、そういう各方面での検討というものも十分踏まえまして、今後、共済年金のあり方についてどういうふうにしていくべきかというのを、さらに検討を続けてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○伊藤郁男君 やっぱり明確な方向が、これだけ年金が将来大変なことになると想定をされ、そのような御答弁もしばしば聞いておるだけだけども、これをそういうことにならないようにするにはどうするかという明確な方向が出ていないといふことは大変なことだなと思っておるわけでござります。もう時間があまりませんので、これは本当に十分に、早急に各方面的意見を聞きながら聞きながらと書いて、日時がただいたずらに過ぎていつてしまつてはどうにもならぬわけであります。もう時間があまりませんので、これは本当に十分にひとつ検討をして明確な方向を打ち出していただきたい。

それから、これも大臣に実はお聞きをしておきたいと思うのですが、厚生年金では加給年金が大幅に引き上げられました。ところが共済年金では、据え置きになつておるわけですね。しかし、共済年金というのは非常に水準がまだ低いわけでありますから、厚生年金と同様に加給年金を引き上げたとしましても、すでに指摘がありますように、退職年金で月六万七千五百円になるわけですね。現在は五万七千円ですから、これで据え置かれているわけですけれども、加給年金が大幅に引けますね。現行は四万九千三百円にしかならぬわけですね。現行は四万九千で、現行どおりでございます。これらの基準の引き上げといふものについては、事務当局は他に波及をするからだめだといふわけありますけれども、しかし私がこの受

給対象者であつたとして、これは月に四万九千三百円程度ではとても生活ができない。失礼ですが大臣だって該当者であつたら恐らくだめだと思うんですよ。だから、やっぱり安心して生活できると、こういうようなところに持つていかなきやならないのではないか。したがつて、これはもう政治家として、大臣、ひとつ一日も早く決断をされますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(石破一朗君) 先ほど来お答え申し上げましておるとおり、地方公務員の待遇は、年金を含めまして、民間の企業の労働者あるいは国家公務員のそれと平仄を合わせていかなきやならぬ問題でございまして、ひとり独走するというわけにはまいりませんけれども、少なくとも他の国家公務員あるいは民間の労働者諸君よりか不利になるというようなことのないよう最善の努力を払いたいと考えております。

なお、高齢化社会を迎えるに当たつて、地方公務員共済として将来どう考えておるかという御質問がございまして、公務員部長からお答え申し上げましたが、一言付加することをお許しいただきましたが、やっぱり若い者の比率が減るわけですから、若い者が働くということが一番必要だとますならば、やつぱり若い者の比率が減るわけですから、若い者が働くといつておるが、これがどう思ひます。といいまして、八時間労働をさらに十時間効率というわけにはまいりません。なるべく労働時間減らさないかね。能率的にやる。問題は、エネルギーだらうと思うんです。石油がありません、これをどうするか。国民の合意を得て、所要のエネルギーを確保するということがやっぱり年金の充実についても私は欠くことのできない問題だと思います。

○委員長(鷹長友義君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鷹長友義君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

○委員長(鷹長友義君) 本案は全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤三吾君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤三吾君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民會議・日本共産党及び民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

当委員会は、第九十一回国会において、地方公務員等共済組合制度の充実を図るために、懲戒

処分者に対する年金の給付制限の再検討、既給一時金控除の方法等の改善など、各般にわたり決議したところである。政府においては、これらの諸点について、引き続き善処するとともに、最近の経済事情にかんがみ、とくに切実な問題となっている遺族年金の給付水準の引上げ及び退職年金等の最低保障額の引上げ、並びに長期給付に要する費用の公的負担分の他の公的年金との整合性については、検討を続け、適切な措置を講すべきである。

右決議する。

以上であります。
何とぞ、御賛同をいただきますようお願いいたします。

○委員長（亀長友義君） ただいま佐藤三吾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長（亀長友義君） 全会一致と認めます。よつて、佐藤三吾君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石破自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石破自治大臣。

○国務大臣（石破二朗君） ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、善処してまいりたいと考えております。

○委員長（亀長友義君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（亀長友義君） 御異議ないと認め、さとう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和五十五年十二月一日印刷

昭和五十五年十二月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D